

始良市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

始 良 市

はじめに



わが国における急速な少子化の進展は、多くの方が心配する深刻な社会問題であります。

少子化が引き起こす急激な人口構造の変化は、年金、医療、介護に係る経費等社会保障費用の増大を招き、経済成長への深刻な影響等も懸念される社会的課題となっています。

結婚や妊娠、出産などは個人の意志に基づくものでありますが、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会を実現するための取組みが求められています。

平成24年8月に、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現のため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。

本市では、子育てと仕事の両立支援のため、男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくりに向け、また、男女の社会への共同参画に伴う育児休業の取得や短時間勤務、企業の非正規雇用の拡大などを背景とした就業形態の多様化、生活スタイルや家庭・家族の多様な形態に対応しつつ、安定的で持続可能な経済社会を実現するために、個々の希望する結婚、出産、子育てを支援するとともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図れる社会の環境基盤の充実を目指しています。

そのような中、子ども・子育ての支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であります。そうした取組みを通じて家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指し、「始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりまして、「始良市子ども・子育て会議」の委員の皆様、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

始良市長 笹山 義弘

目 次

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 次世代育成支援行動計画との関係	4
(4) 関連計画との関係	4
2. 計画の概要	5
(1) 計画の期間	5
(2) 計画の対象	5
(3) 計画の策定体制	5
3. 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
(1) 人口・世帯数の動向	6
(2) 教育・保育施設の状況	10
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
(4) ニーズ調査結果の概要	17
4. 始良市次世代育成支援行動計画の総括	29
5. 始良市の子ども・子育て支援施策の課題	31
(1) 教育・保育施設の充実	31
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	31
(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	32
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進	33
(5) 安全・安心な子育て環境の充実	33
(6) 青少年健全育成の充実	33

第2章 始良市子ども・子育て支援の基本的考え方

1. 基本理念	36
2. 基本目標	36
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	37

4. 主要施策の方向	38
(1) 子育て家庭への支援	39
(2) 母子の健康の確保と増進	40
(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	40
(4) 子育てと社会参加の両立支援	41
(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援	42
(6) 安全・安心まちづくりの推進	43

第3章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	46
2. 教育・保育の提供体制の確保	47
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	47
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	49
(3) 教育・保育の質の向上	49
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	49
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	50
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	50
(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	54
4. 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	56
(1) 児童虐待及びDV（家庭内暴力）の防止対策の充実	56
(2) ひとり親家庭の自立支援の充実	57
(3) 障がい児に対する施策の充実	57
(4) 不登校及びひきこもり等家庭への支援	58
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進	58
(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し	58
(2) 事業主の取組みの促進	58
(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	58
6. 計画の推進体制	59
(1) 関係機関等との連携	59
(2) 計画の達成状況の点検・評価	59

参考資料

1 始良市子ども・子育て会議条例	62
2 始良市子ども・子育て会議委員名簿	63

第1章

序 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、次の諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDP（国内総生産）が低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 30歳代で低い女性の労働力率（M字カーブ）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

国においては、次代の社会を担う子どもが安心して育まれるとともに、将来の次世代育成支援として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月22日の子ども・子育て支援法をはじめとする、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月1日から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法と新制度の特徴等は、次のとおりです。

① 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

② 子ども・子育て支援新制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

●市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

- ・国の基本指針に即して策定、地方版子ども・子育て会議において検討

（２）計画の位置づけ

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、策定します。

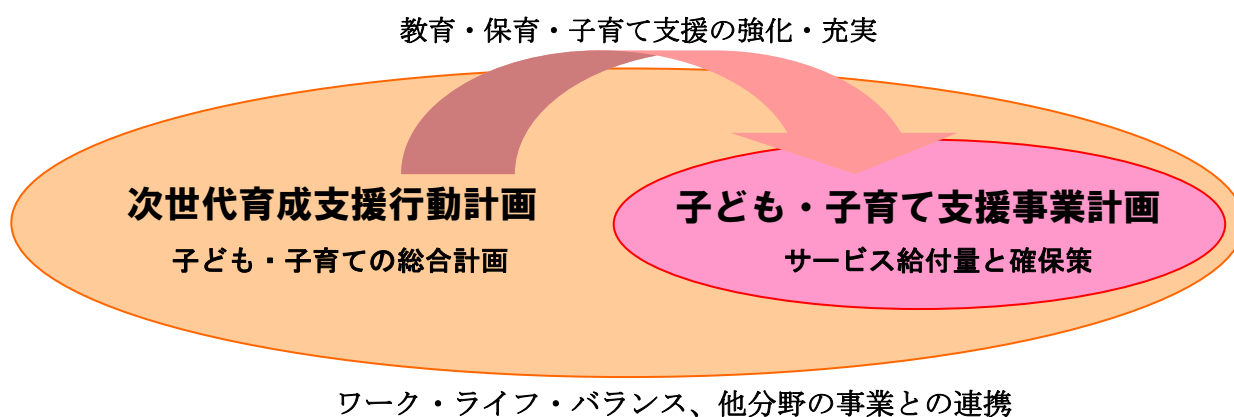
本事業計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組みを通じて、家庭を築き、子どもを生き育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

(3) 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援です。この計画は平成 26 年度で終了し、平成 27 年度以降は、新たに「子ども・子育て支援法」により「教育・保育のサービス量」を、より具体的な目標に沿って整備していく本事業計画にシフトしていきます。

そして、本市の「子ども・子育て支援事業計画」においては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿って計画を策定するとともに、本市のこれまでの子育て支援における形の実施、成果を今後も引き継いでいくために「次世代育成支援行動計画」の考え方を継承していくこととします。

■ 「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の関係 ■



(4) 関連計画との関係

本事業計画の推進にあたっては、次の各計画との連携を十分に考慮し、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

- 始良市総合計画
- 始良市地域福祉計画
- 始良市第 5 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画
- 始良市第 3 期障がい福祉計画
- 健康あいら 21 (始良市健康増進計画)

2. 計画の概要

(1) 計画の期間

本事業計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

(2) 計画の対象

本事業計画の対象は、本市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政などの個人及び団体を対象とします。

なお、本事業計画における「子ども」とは、0 歳からおおむね 18 歳までとします。

(3) 計画の策定体制

本事業計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

計画策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者をはじめ、子ども・子育てに関する事業に従事している事業主及び労働者の代表、子育て中の保護者代表など 15 名で構成される「始良市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の利用定員のあり方等）の審議を調査審議しました。

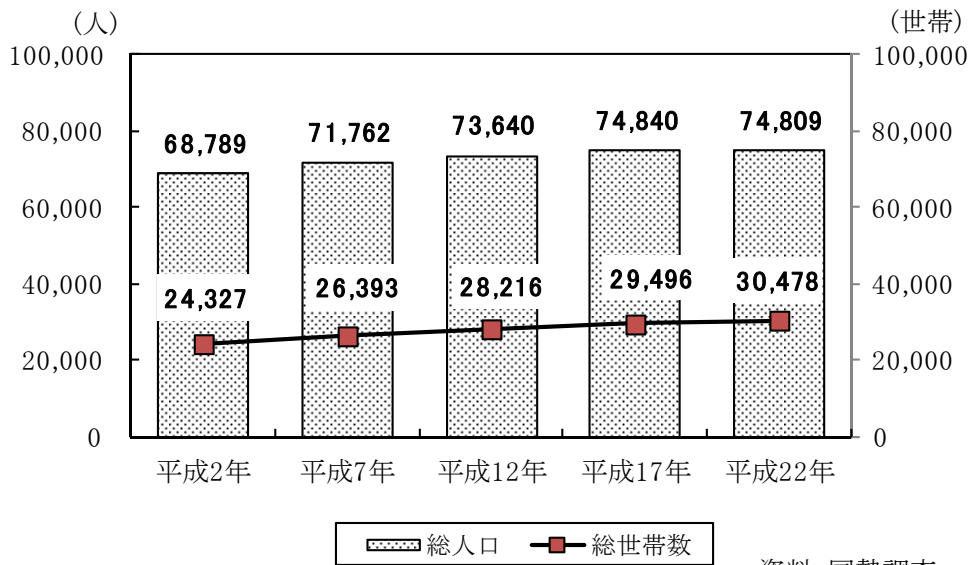
3. 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯数の動向

①人口・世帯数の推移

- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の総人口は平成22年には74,809人となり、20年間で約6,000人増加しています。
- 総世帯数も、平成22年で30,478世帯であり、この20年間で約6,100世帯と25%増加しており、人口を上回る増加率となっています。

■総人口・総世帯数の推移■

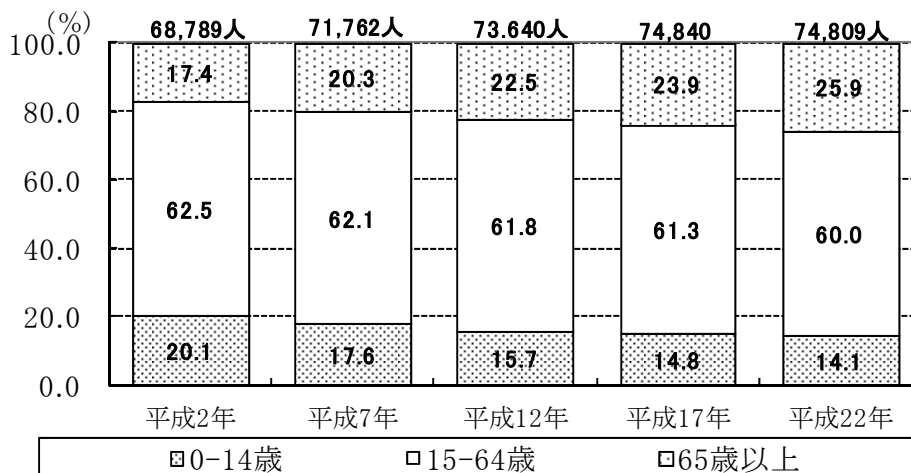


資料: 国勢調査

②総人口の推移

- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成2年の20.1%から平成22年の14.1%まで減少しているのに対し、高齢者人口は平成2年の17.4%から平成22年の25.9%まで増加しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移■



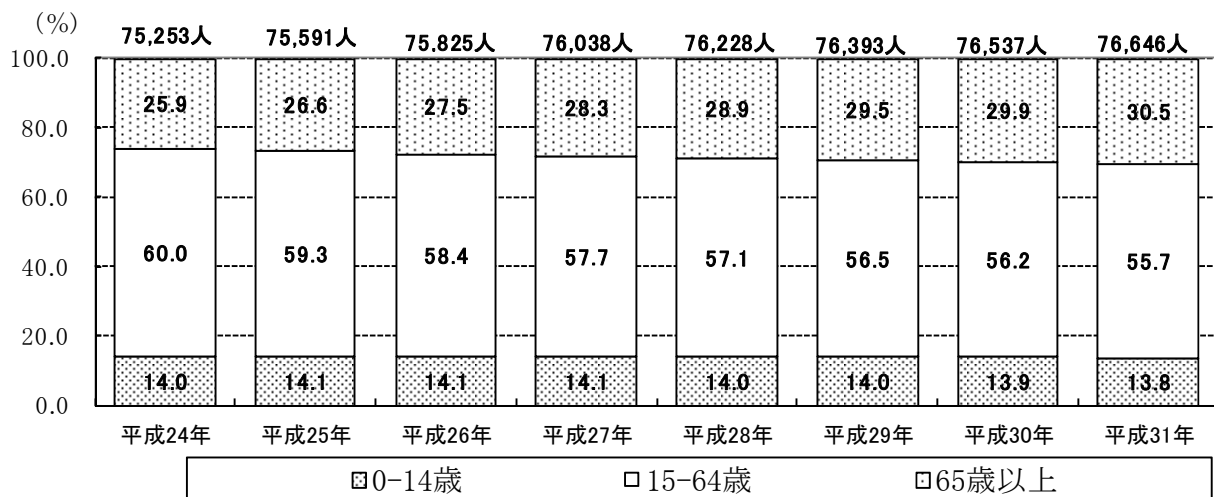
資料: 国勢調査

③将来人口の推計

- 年齢区分別人口構成比による平成31年の推計をみると、15～64歳の割合が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者の割合は増加しています。

児童人口年齢区分別人口の推計によると、平成25年と比較して平成31年は、0歳で70人減少、1～2歳で59人の減少となっており、今後も少子化は続くものの、それだけ保育ニーズの質の向上などきめ細かなサービスの対応が求められています。

■年齢区分別人口構成比の推計■



資料:平成24,25年は各年4月1日現在の住民基本台帳人口
平成26年以降は住民基本台帳人口による推計値

【年齢区分別人口構成】

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	75,253	75,591	75,825	76,038	76,228	76,393	76,537	76,646
0-14歳	10,563	10,633	10,669	10,687	10,671	10,659	10,652	10,572
15-64歳	45,164	44,840	44,297	43,840	43,504	43,198	42,992	42,672
65歳-	19,526	20,118	20,859	21,511	22,053	22,536	22,893	23,402

資料:平成24,25年は各年4月1日現在の住民基本台帳人口
平成26年以降は住民基本台帳人口による推計値

【児童人口年齢別人口の推計】

(単位:人)

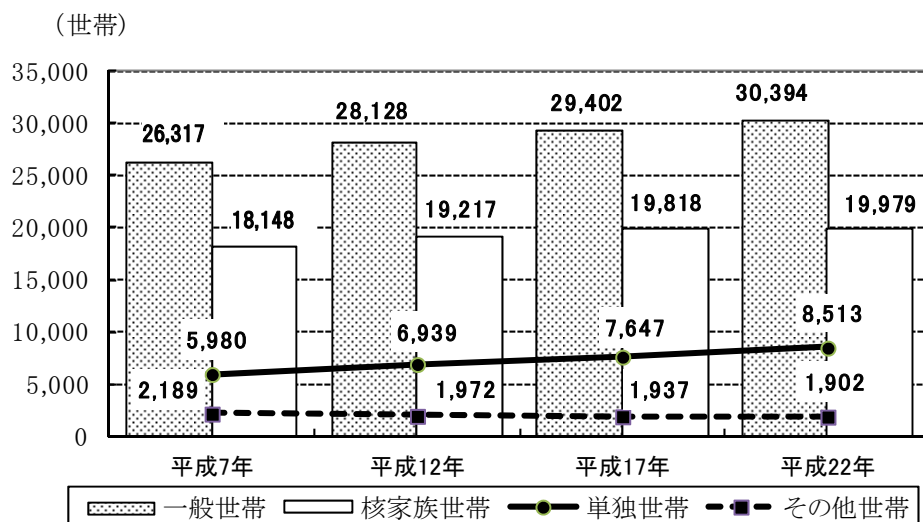
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	616	649	627	622	613	602	589	579
1-2歳	1,303	1,291	1,308	1,322	1,292	1,278	1,257	1,232
3-5歳	1,986	2,071	2,061	2,068	2,073	2,065	2,074	2,032
6-8歳	2,133	2,039	2,116	2,090	2,178	2,163	2,171	2,176
9-11歳	2,230	2,263	2,219	2,258	2,160	2,243	2,213	2,306
12-18歳	5,437	5,478	5,404	5,386	5,429	5,396	5,433	5,381

資料:平成24,25年は各年4月1日現在の住民基本台帳人口
平成26年以降は住民基本台帳人口による推計値

④類型別世帯の推移

- 総世帯数、一般世帯数は増加傾向にあり、中でも核家族世帯、単独世帯の増加が目立ち、特に単独世帯は、平成7年からの15年間で約1.4倍の増加となっています。

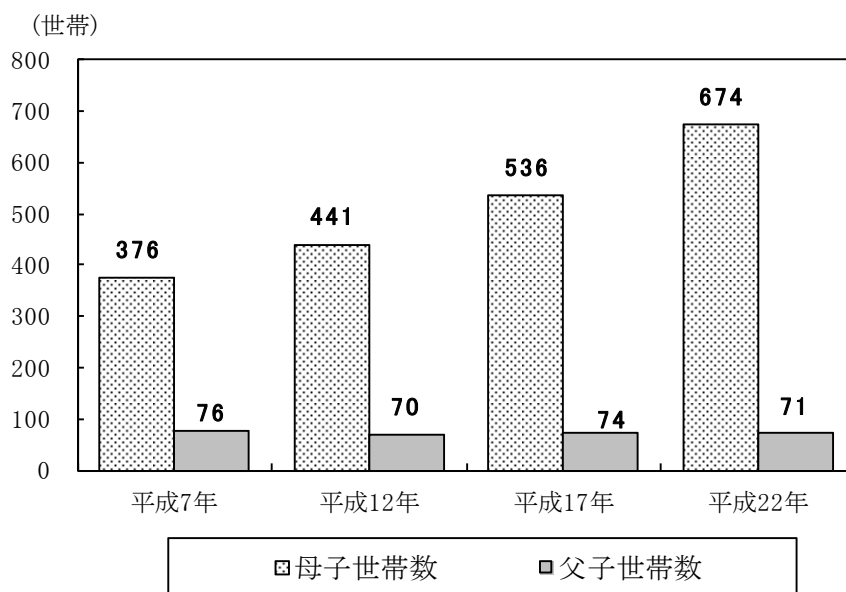
■ 類型別世帯の推移 ■



資料: 国勢調査

⑤子育て世帯の推移

- ひとり親世帯は、父子世帯はほぼ横ばいなのに対し、母子家庭は平成22年で674世帯と年々増加し、平成7年の376世帯から約1.8倍となっており、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。



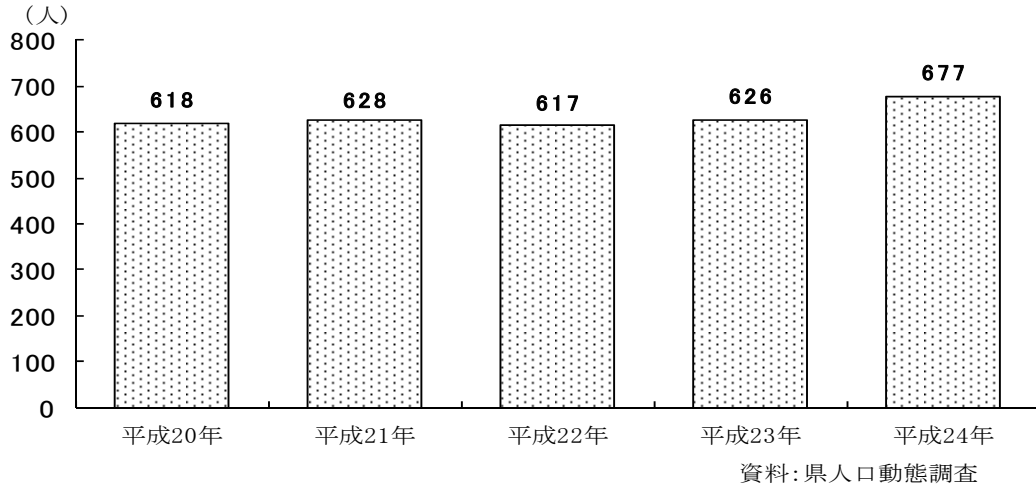
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯(世帯)	26,383	28,216	29,496	30,478
母子世帯数(世帯)	376	441	536	674
父子世帯数(世帯)	76	70	74	71
母子世帯比率(%)	1.43	1.56	1.82	2.21
父子世帯比率(%)	0.29	0.25	0.25	0.23

資料: 国勢調査

⑥出生の動向

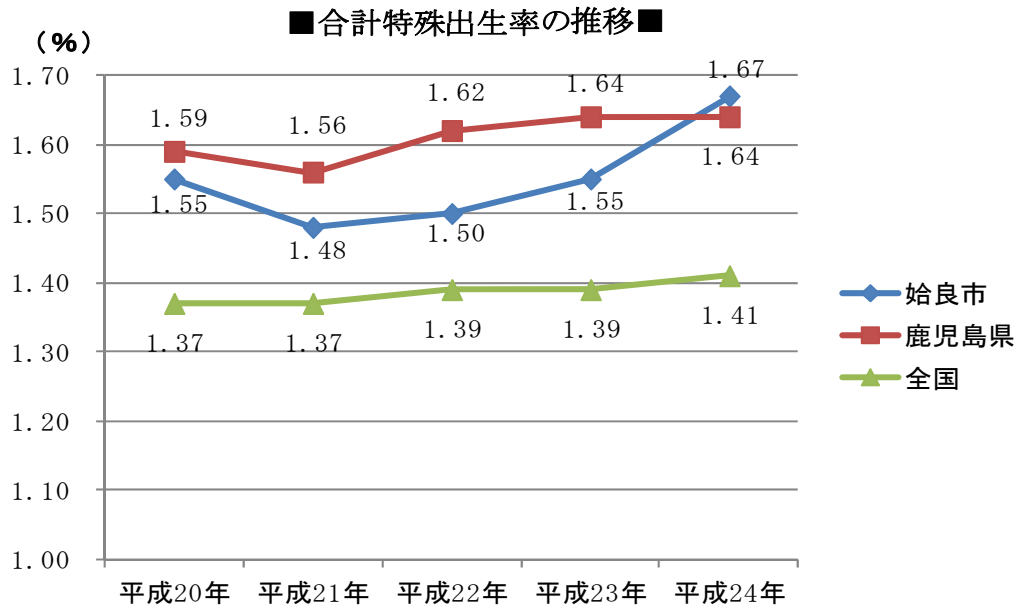
- 平成20年から4年間は620人程で、ほぼ横ばいで推移していますが、平成24年は、677人と50人程度増加しています。

■出生数の推移■



⑦合計特殊出生率の推移

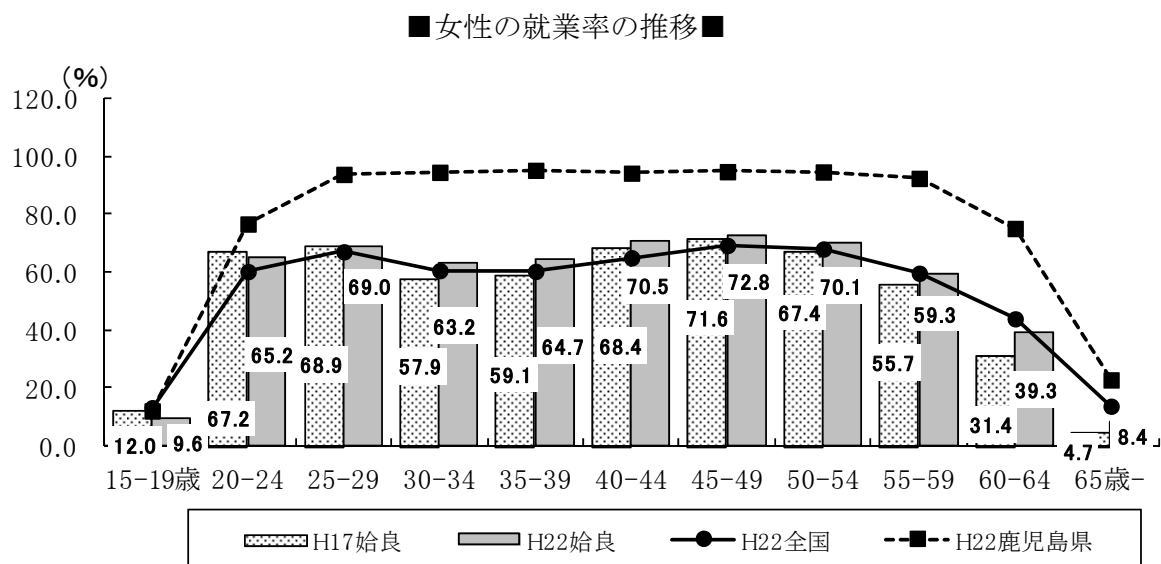
- 本市の合計特殊出生率は、鹿児島県と同様に平成21年から平成24年にかけて、増加傾向にあります。



資料: 健康増進課

⑧女性の就業率の推移

- 女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる30代前半に就業率が低下するが、30代後半からの就業率が増加しており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



(2) 教育・保育施設の状況

①保育所

■認可保育所の状況■ (公立含む)

各年度10月1日現在

区分	保育園数 (か所)	定員数 (人)	年齢別児童数 (人)			
			0歳児～ 2歳児	3歳児	4歳児～ 5歳児	合計
平成17年度	16	1,015	425	225	467	1,117
平成18年度	16	1,045	462	243	513	1,218
平成19年度	16	1,060	465	255	498	1,218
平成20年度	16	1,075	470	224	546	1,240
平成21年度	17	1,115	566	291	565	1,422
平成22年度	17	1,175	642	276	564	1,482
平成23年度	17	1,205	611	305	586	1,502
平成24年度	17	1,225	675	285	623	1,583
平成25年度	18	1,275	683	329	637	1,649

■開所時間■ 7時～18時

(平成25年4月1日現在)

公立 (5か所)	・帖佐保育所・重富保育所・加治木保育所・小山田保育所・大楠ちびっ子園
私立 (13か所)	・山田保育園・三船保育園・建昌保育園・興教寺保育園・希望ヶ丘保育園 ・建昌菜の花保育園・エミール保育園・池島保育園・建昌こぎく保育園 ・かずみ保育園・かじのき保育園・高井田保育園・川野保育所

■保育事業■ ※補助対象のみ(公立含む)

(平成25年4月1日現在)

区分	概要	実施状況
障害児保育	集団保育が可能な保育に欠ける障がい児を集団保育が適切に実施できる人数の範囲内で受け入れて行う保育	5か所で実施 ・山田保育園・建昌保育園・三船保育園 ・建昌こぎく保育園・かじのき保育園
延長保育	保育時間の延長に対する需要に対応するため、11時間の保育開所時間を超えて保育を行う	① 1時間延長保育(18時～19時) 17か所で実施 ・帖佐保育所・重富保育所・加治木保育所 ・小山田保育所・大楠ちびっ子園・山田保育園 ・三船保育園・建昌保育園・興教寺保育園 ・希望ヶ丘保育園・エミール保育園・池島保育園 ・建昌こぎく保育園・かずみ保育園 ・かじのき保育園・高井田保育園・川野保育所 ② 2時間延長保育(18時～20時) 1か所で実施 ・建昌菜の花保育園
一時保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に保育を行う	3か所で実施 ・かじのき保育園・かずみ保育園 ・建昌こぎく保育園
休日保育	日曜や祝休日等に保護者の勤務等により、保育に欠ける児童に対して行う保育	1か所で実施 ・興教寺保育園
病児保育	発熱等の急な病気などで、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う	1か所で実施 ・おひさま保育園

■認可外保育所の状況■

(か所、人)

施設形態	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
認可外保育所	5	75	5	92	7	155
事業所内託児所	5	64	5	73	5	88
計	10	139	10	165	12	243

(各年度 3 月 31 日現在)

②幼稚園

■幼稚園の状況■

【公立】

(か所、人)

区分	園数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	5	374	351	310	356

※各年度における入所人数については、認定こども園の入所人数を含む。

施設名：建昌幼稚園・帖佐幼稚園・加治木幼稚園・錦江幼稚園・大楠ちびっ子園

(資料：学校教育課資料 各年度 5 月 1 日現在)

【私立】

(か所、人)

区分	園数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	5	517	504	497	516

施設名：あいら幼稚園・エミール幼稚園・薫光幼稚園・啓明幼稚園・双葉幼稚園

(資料：学校教育課資料 各年度 5 月 1 日現在)

③認定子ども園

【公立】

(か所)

区分	園数
認定こども園	1

施設名：大楠ちびっ子園

※ 入所人数については、①保育所、②幼稚園の状況の人数に計上。

■保育事業■

(平成25年 4 月 1 日現在)

区 分	概 要	実施状況
預かり保育	社会構造の変化や女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間外に預かり保育を実施する。	7 か所で実施 ・錦江幼稚園・大楠ちびっこ園 ・あいら幼稚園・エミール幼稚園 ・薫光幼稚園・啓明幼稚園 ・双葉幼稚園

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、次の13事業を実施することになっています。

- | |
|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業【新規】 |
| ② 延長保育事業 |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 |
| ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 |
| ⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） |
| ⑥ 子育て短期支援事業 |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） |
| ⑧ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ⑨ 地域子育て支援拠点事業 |
| ⑩ 一時預かり事業 |
| ⑪ 病児・病後児保育事業 |
| ⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） |
| ⑬ 妊婦健康診査 |

このうち、新規事業以外は、現在も既の実施中であり、それぞれの事業の取組状況は次のとおりです。

① 利用者支援事業【新規】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。

② 延長保育事業

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う。

《取組状況》

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設	17か所	17か所	18か所
延べ利用者数	27,945人	30,967人	25,086人

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）

※平成 24 年の児童福祉法改正により、対象範囲がおおむね 10 歳未満から小学校就学児童まで拡大

《取組状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設	15 か所	16 か所	15 か所
延べ利用者数	88,633 人	99,441 人	104,685 人

【実施施設一覧】

始良地区	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ 第1風の子園 ・児童クラブ 第2風の子園 ・あすなろ児童クラブ・児童クラブ スマイル ・児童クラブ けんぜん ・よねやま児童クラブ ・三船児童クラブ ・山田児童クラブ ・のぞみ児童クラブ
加治木地区	<ul style="list-style-type: none"> ・加治木児童クラブ ・柁城児童クラブ ・高井田児童クラブ ・錦江児童クラブ ・竜門児童クラブ
蒲生地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大楠児童クラブ ・にしうら児童クラブ

⑥ 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。

《取組状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ件数	0 件	8 件	7 件

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳幼児がいる家庭を全戸訪問。アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児に関する情報や母子交流の場に関する情報の提供を行う。

《取組状況》

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ人数	635人	626人	600人

⑧ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

ア 養育支援訪問事業

産後うつ等により育児や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行っている。

イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもに関する諸般の問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を実施する事業。要保護児童対策地域協議会・実務者会議は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護等に対する支援内容に関する協議を行う。

《取組状況》

ア 養育支援事業（ママ・サポート事業）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ件数	25件	33件	28件

イ 家庭児童相談事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ件数	37件	41件	34件

⑨ 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う。

《取組状況》

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設	3か所	4か所	4か所
延べ利用者数	7,378人	8,489人	9,841人

⑩ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

《取組状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設	2 か所	3 か所	3 か所
延べ利用者数	536 人	341 人	567 人

⑪ 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気などで、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う。

《取組状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設	-	-	1 か所
延べ利用者数	-	-	215 人

⑫ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

《取組状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設	1 か所	1 か所	1 か所
依頼会員	263 人	318 人	341 人
提供会員	123 人	137 人	164 人

⑬ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行う。本市においては、医療機関に委託。妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期発見し、早期に治療することを目的とし、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行している。

・本市が示している妊婦健康診査の基準

◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回

◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回

◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回

《取組状況》

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ受診回数	7,992 人/回	7,834 人/回	7,538 人/回

(4) ニーズ調査結果の概要

① 調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月 22 日に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『始良市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、次の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	始良市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	始良市に居住する小学 1 年生から小学 4 年生までの児童から無作為抽出
2. 調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3. 調査期間	平成 25 年 12 月	平成 25 年 12 月
4. 回収状況	配布数 2,000 人 回収数 901 人 回収率 45.1%	配布数 1,000 人 回収数 439 人 回収率 43.9%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

※ ニーズ調査結果の概要については、事業に関係する項目を抜粋して掲載しております。

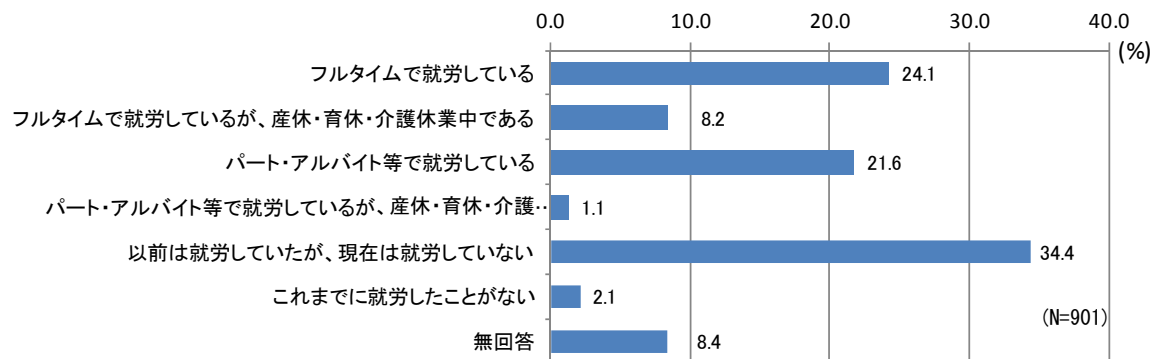
② 就学前児童

■母親・父親の就労状況

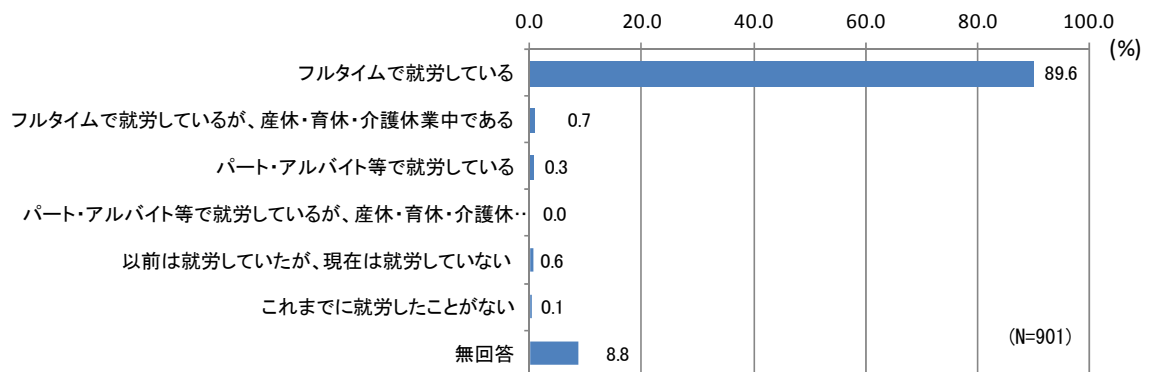
母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が34.4%で最も多く、ついで、「フルタイムで就労している」の24.1%となっています。

父親の就労状況をみてみると、「フルタイムで就労している」が、「無回答」を考慮すると大半を占めています。

【母親】



【父親】



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が60.0%で目立って多く、次いで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が22.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.8%となっています。

全体でみるとフルタイムへの転換希望は30.7%ですが、その中で実現できる見込みがあるのは20%強であり、フルタイムへの転換は厳しい状況がうかがえます。

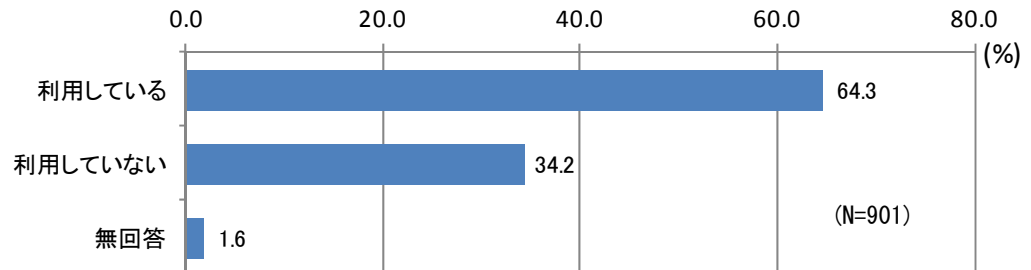
■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも若しくは1年以内に就労したい」が25.2%、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」が54.1%と、全体の就労意向は約80%であり、就労意欲は非常に高くなっています。

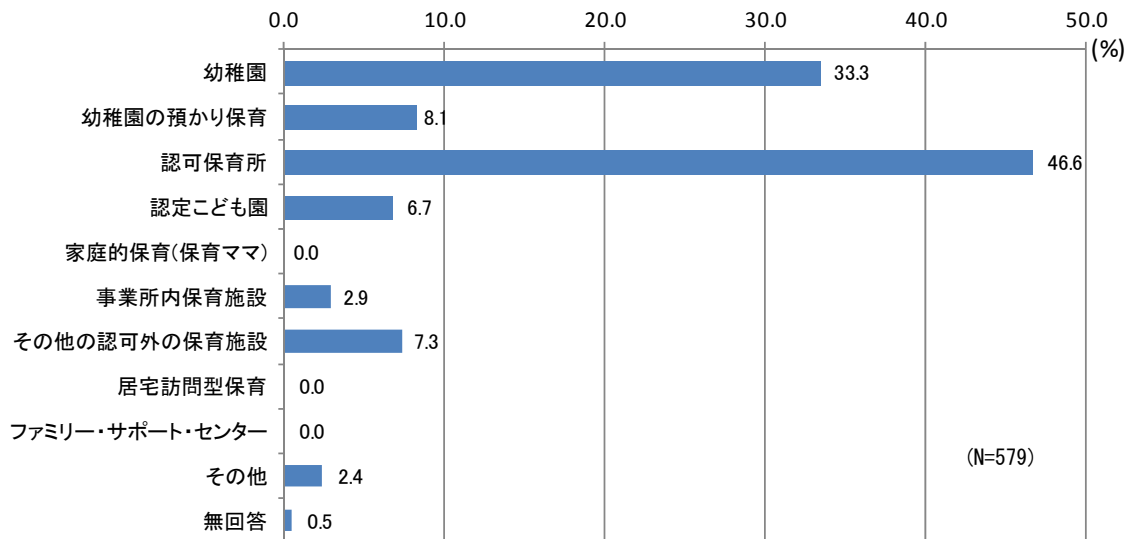
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育事業を受けている子どもは64.3%であり、そのうち、「認可保育所」が46.6%と最も多く、ついで「幼稚園」の33.3%で、両方で約80%を占めています。それ以外はいずれも数%の利用率となっています。

【教育・保育事業の利用状況】



【教育・保育事業の利用先】

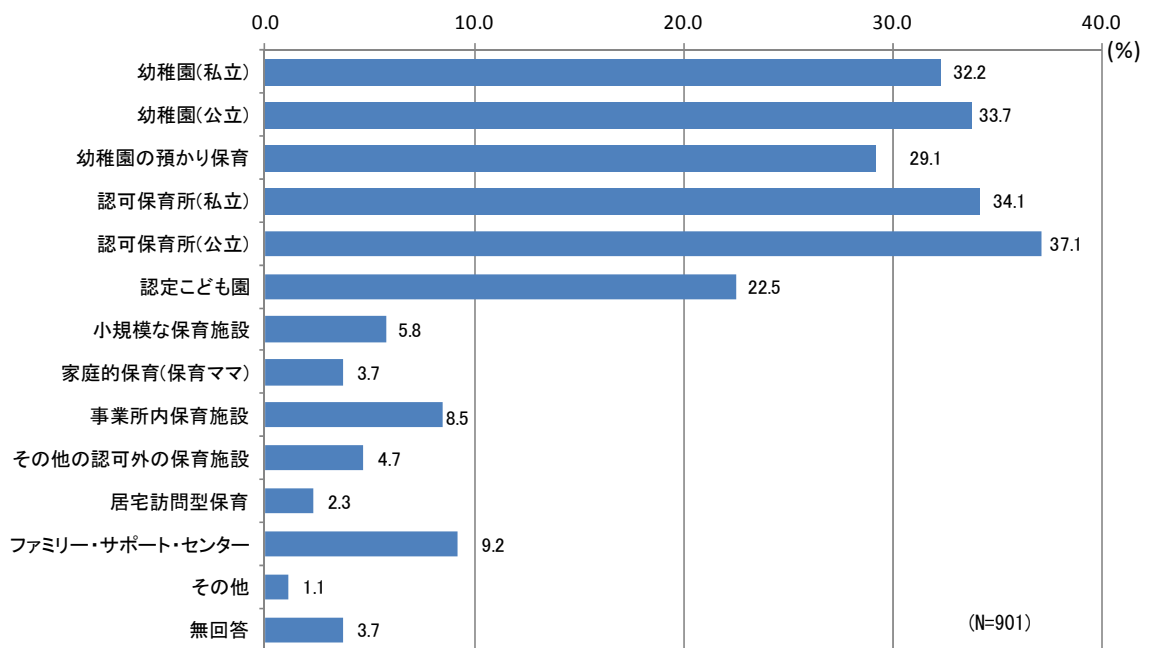


■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

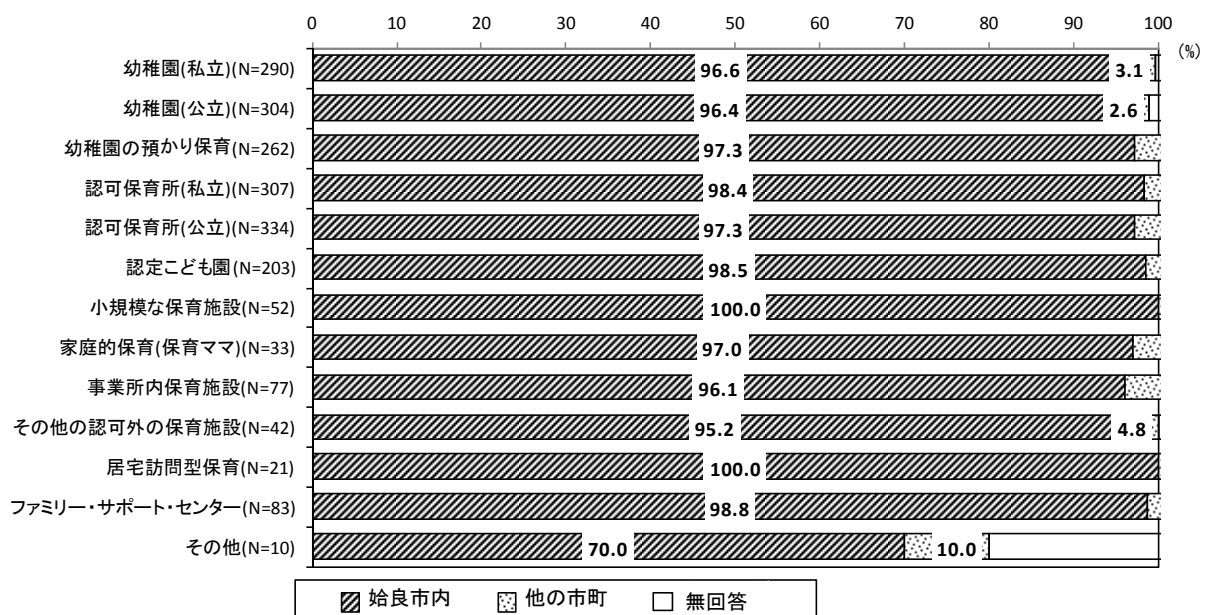
今後利用したい保育サービスをみると、私立、公立を合わせ「認可保育所」が71.2%で70%以上を占め、ついで、「幼稚園」が私立、公立を合わせ65.9%となっています。ついで、「幼稚園の預かり保育」が29.1%、「認定こども園」が22.5%と続いています。利用したい場所は、いずれも「始良市内」が大半を占めています。

また、利用する施設の選択理由としては、「職員(教諭、保育所等)の対応の良さ」が60.3%と目立って多く、ついで「幼稚園・保育所等の方針や内容」が40.6%と続き、自宅からの距離など物理的な理由より、施設の教育方針等質的な面を重視する傾向がうかがえます。

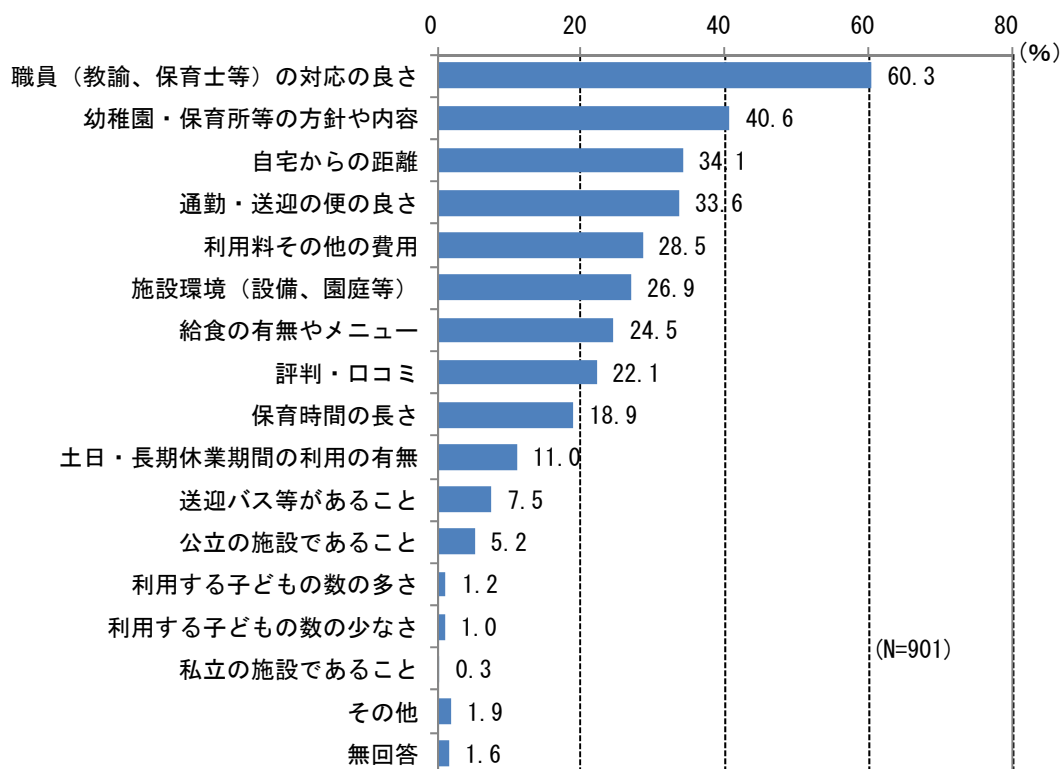
【今後利用したい保育サービス】



【利用したい場所】

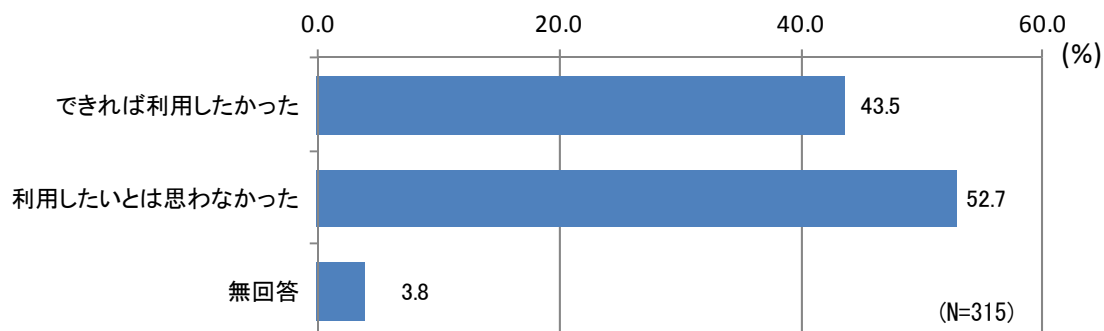


【利用する施設の選択理由】



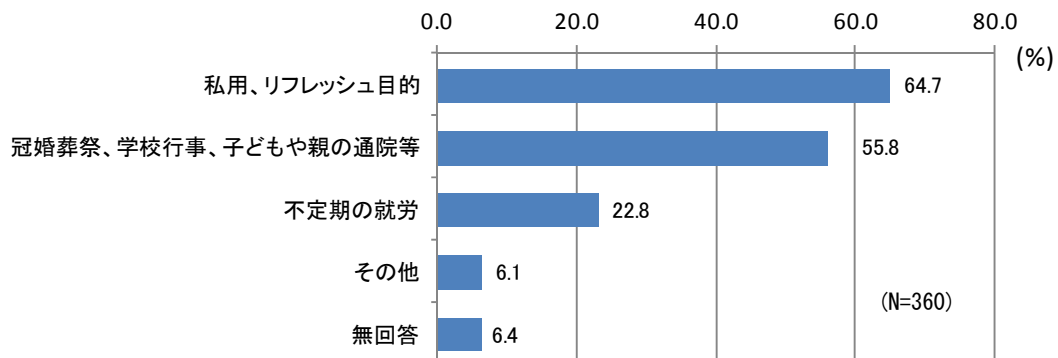
■病児・病児後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えた人は43.5%と4割以上を占め、平均日数は6.1日となっています。なお、「利用したいと思わなかった」と答えた人は52.7%と半数を占めています。



■一時預かりの利用希望

今後「利用したい」人は、40.0%となり、理由としては、「私用（買い物・子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等リフレッシュ目的）」64.7%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」55.8%が主なものとなっており、合計で年間平均日数 24.1日となっています。

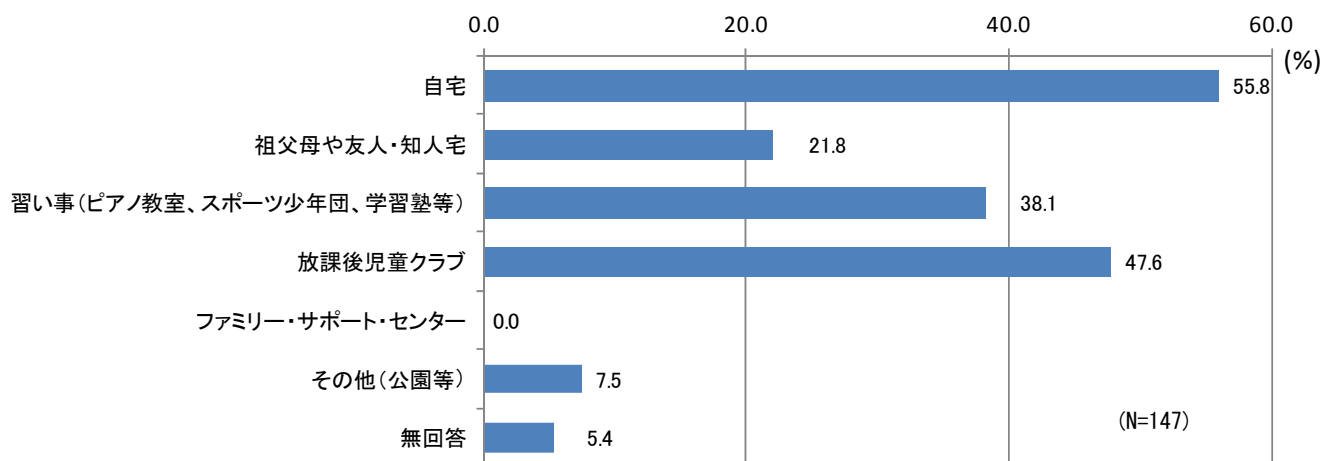


■放課後児童クラブの利用意向

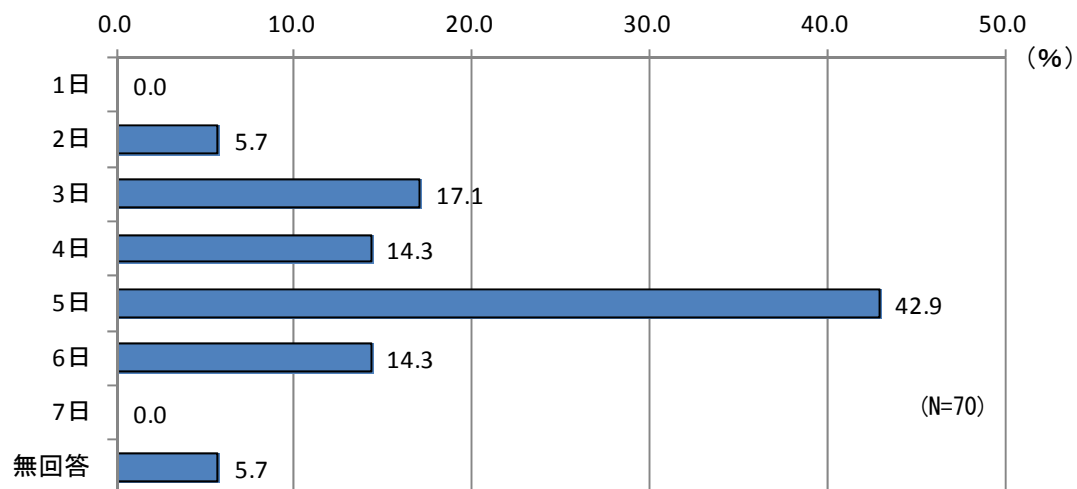
「低学年」の時は、「放課後児童クラブ」が47.6%と半数近くが希望しています。利用意向をみると、1週あたりの日数は、「5日」が42.9%でもっとも多くなっています。

「高学年」の時は、「自宅」「習い事」が半数以上を占めています。「放課後児童クラブ」は24.5%となっています。「放課後児童クラブ」の利用意向をみると、1週あたりの日数は「3日」と「5日」が各3割ずつを占めています。

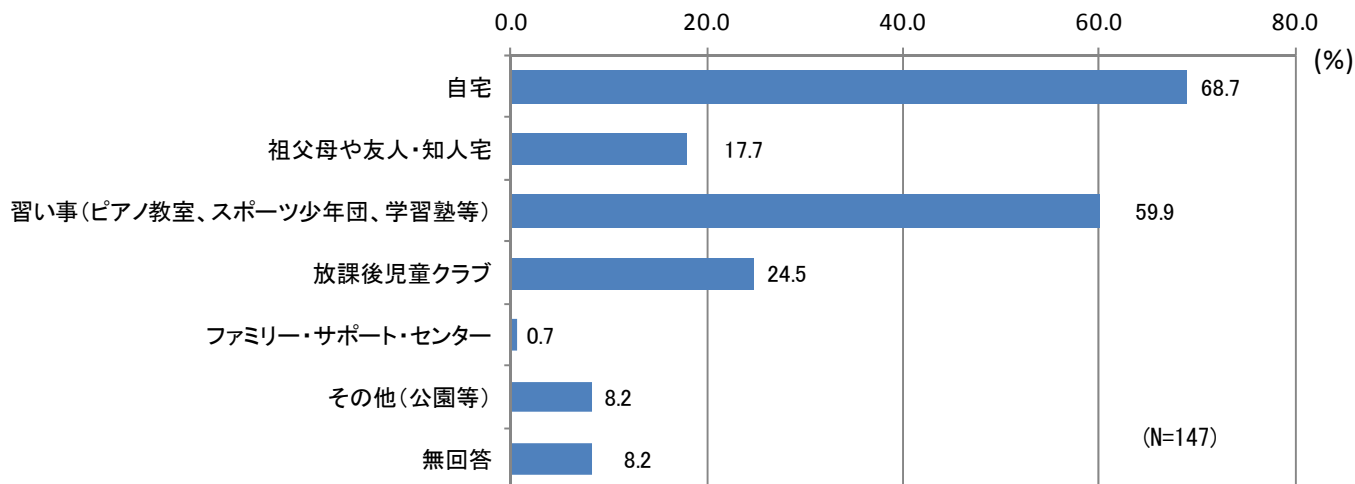
【低学年・放課後の過ごし方】



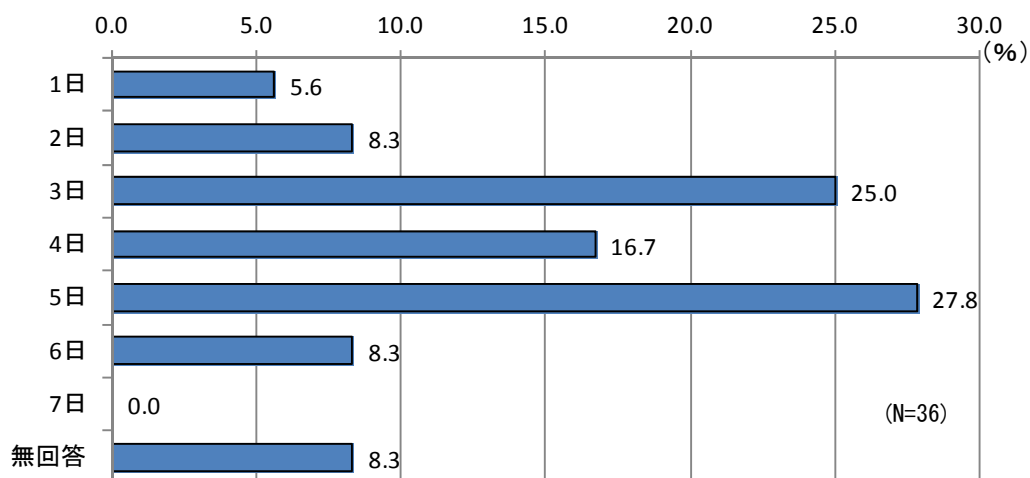
【低学年・放課後児童クラブ 1週間当たり平均利用希望日数】



【高学年・放課後の過ごし方】



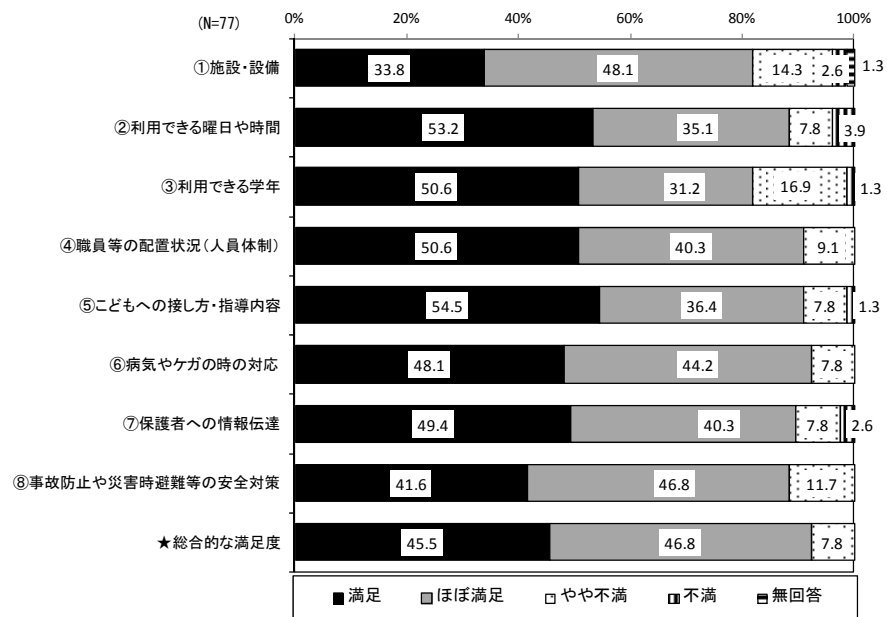
【高学年・放課後児童クラブ 1週間当たり平均利用希望日数】



③ 小学生

■放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブの評価では、いずれの項目も8割以上の満足度となっています。



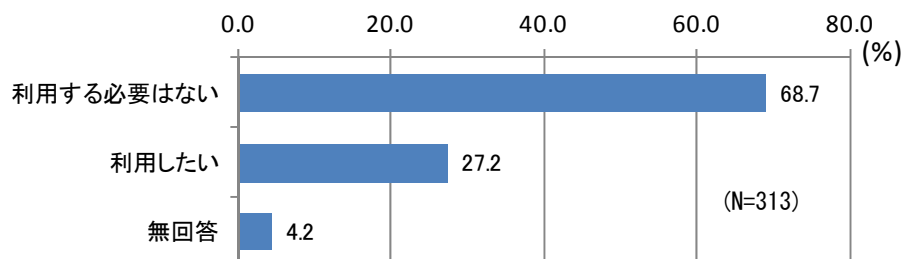
■放課後児童クラブの利用意向

「低学年」の時は、「利用したい」と回答した人は、平日で27.2%、1週あたり「5日」がもっとも高く56.5%を占めています。土曜日は、18.5%、毎週利用が半数を占めています。また、日曜日・祝日では8.3%と低くなっています。さらに、夏休み・冬休みなど長期休業期間中は39.3%、1週あたり「5日」がもっとも高く48.8%を占めています。

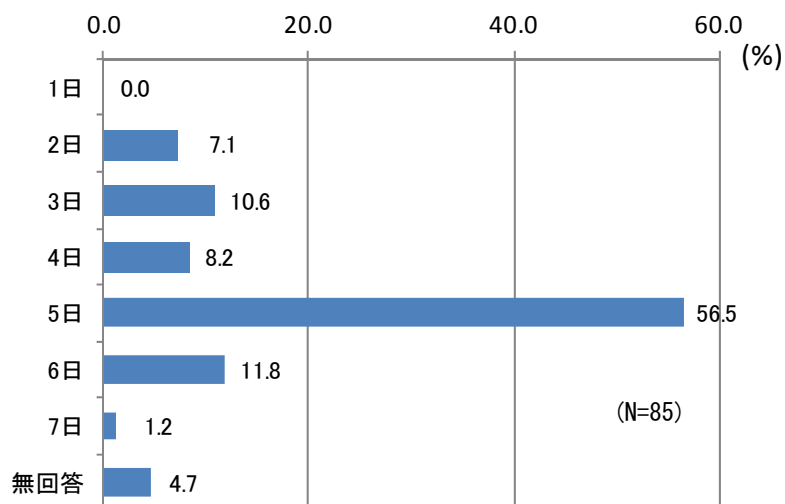
「高学年」の時に、「利用したい」と回答した人は、平日で46.9%、土曜日で31.5%、日曜日・祝日で14.6%、さらに、夏休み・冬休みなど長期休業期間中は76.9%の高い利用意向率を示しています。

【低学年】

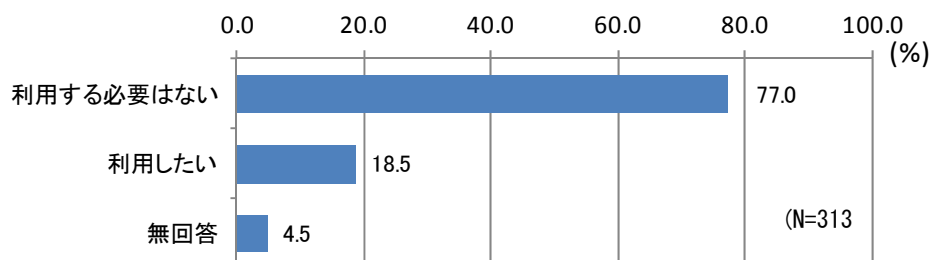
(1) 平日



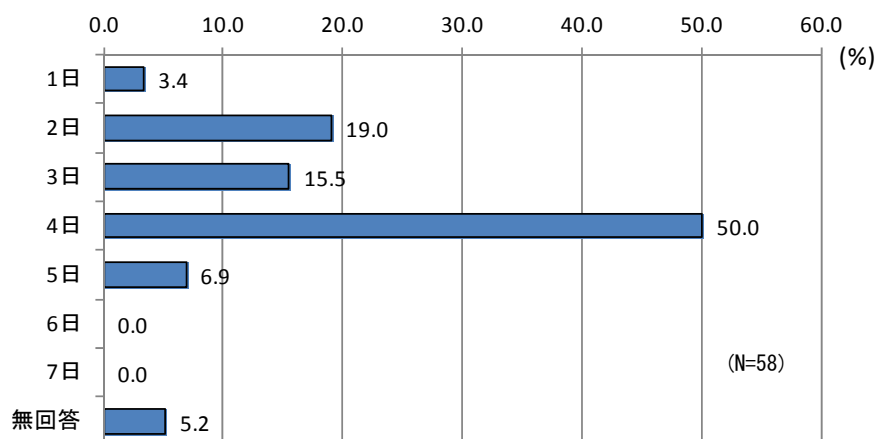
【1週間あたり平均利用希望日数】



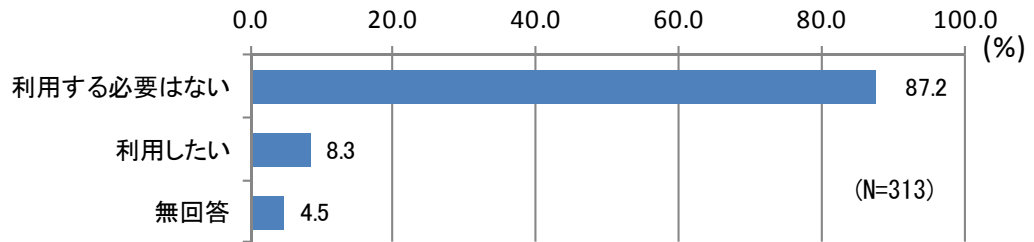
(2) 土曜日



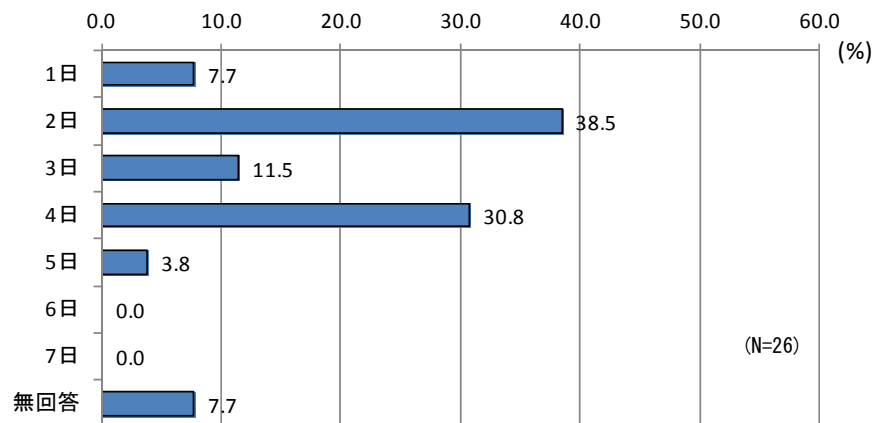
【1か月あたり平均利用希望日数】



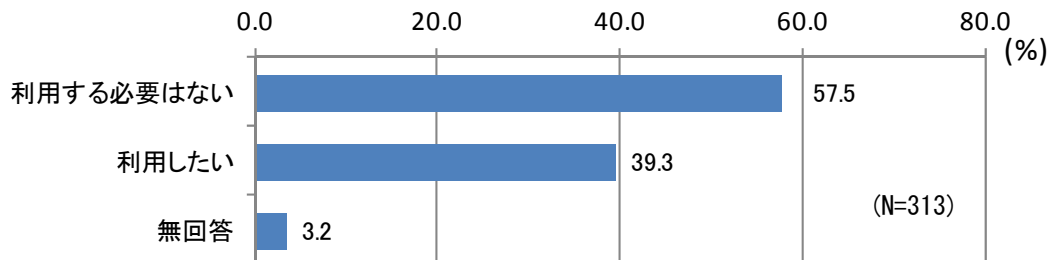
(3) 日曜日・祝日



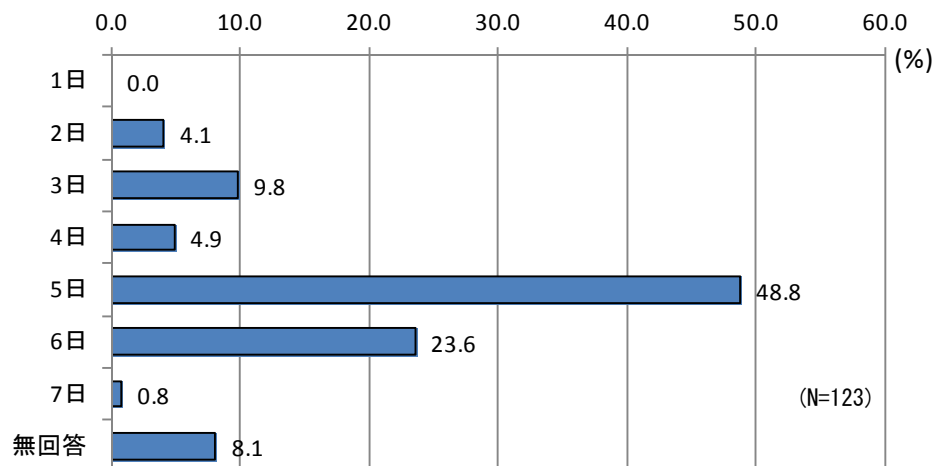
【1か月当たり平均利用希望日数】



(4) 夏休み・冬休みなど長期休業期間中

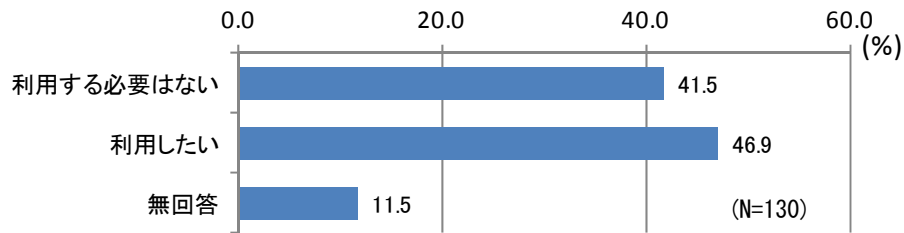


【1週間当たり平均利用希望日数】

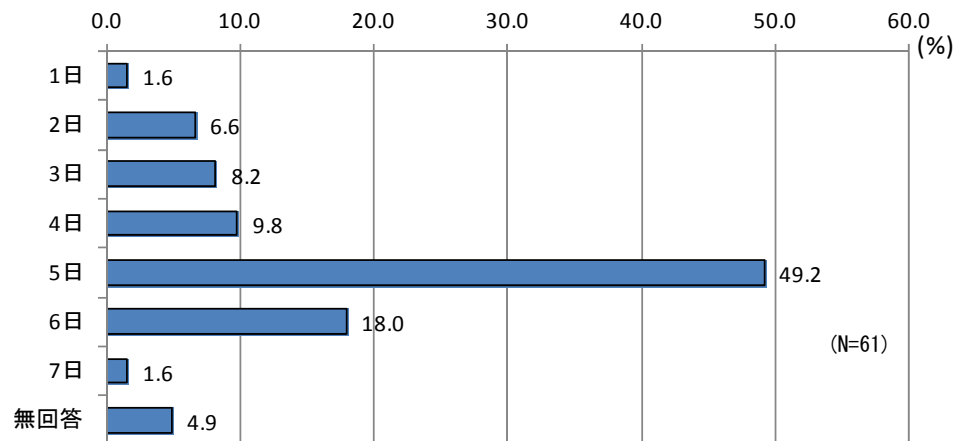


【高学年】

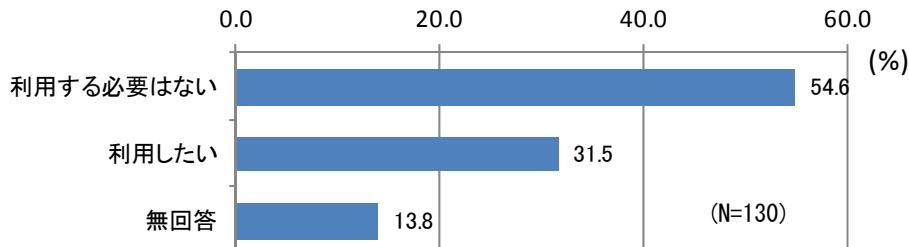
(1) 平日



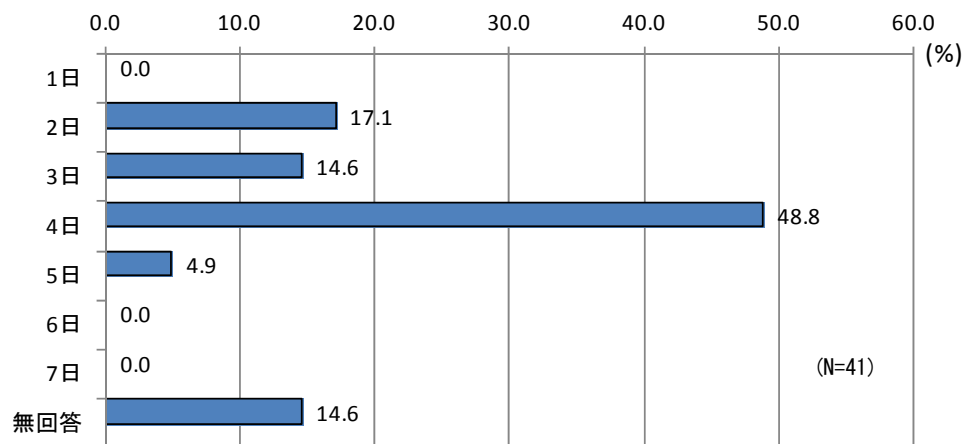
【1週間あたり平均利用希望日数】



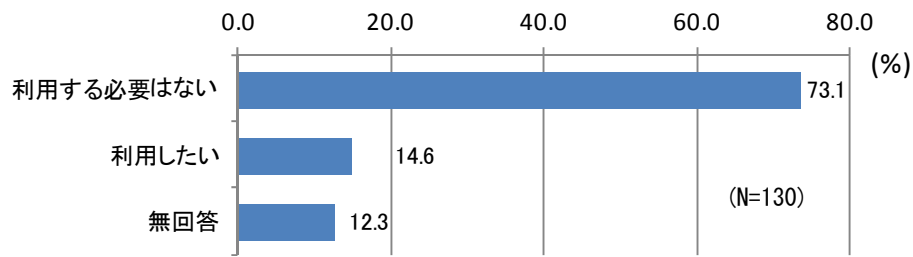
(2) 土曜日



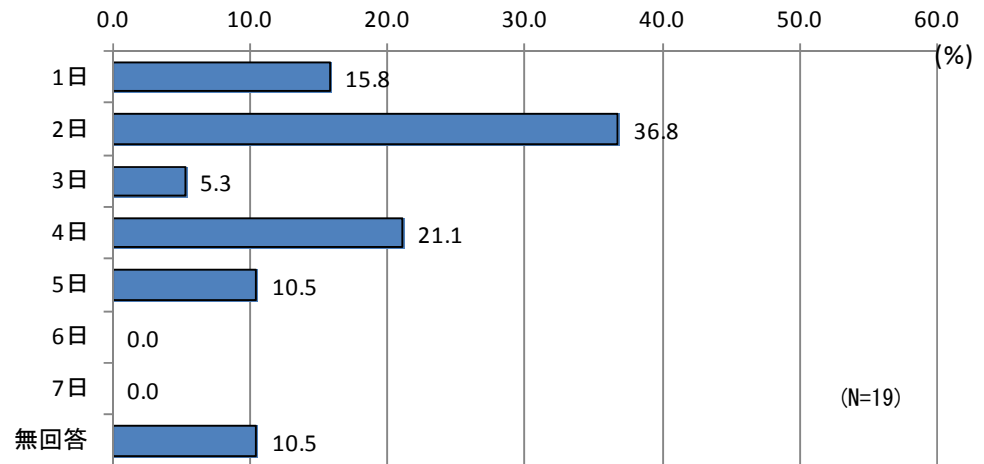
【1か月あたり平均利用希望日数】



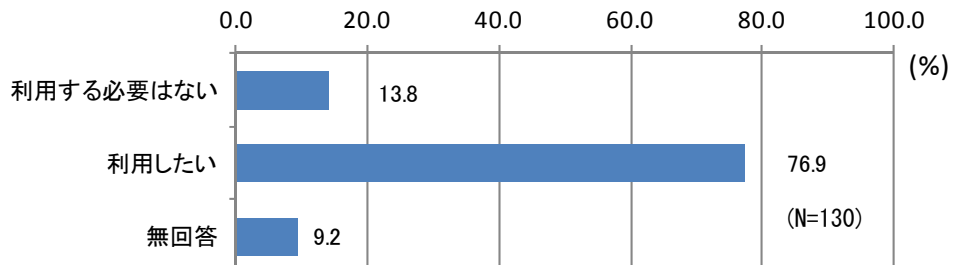
(3) 日曜日・祝日



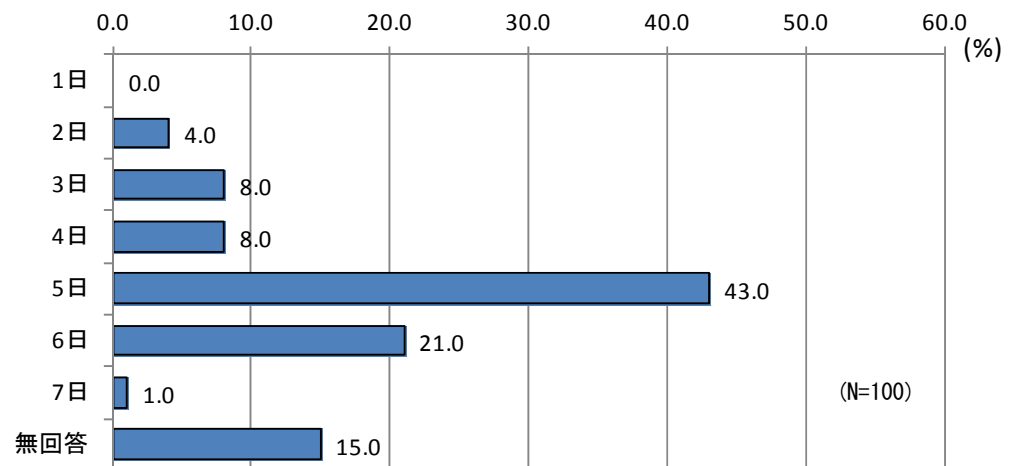
【1か月当たり平均利用希望日数】



(4) 夏休み・冬休みなど長期休業期間中



【1週間当たり平均利用希望日数】



4. 始良市次世代育成支援行動計画の総括

■整備目標量（特定14事業）■

事業名	概要	平成22年度	平成26年度 目標	平成26年 4月1日現在
通常保育	日中に保育ができない保護者の児童に対し、保育を行う事業	定員 1,205人 児童数 1,511人	定員 1,450人 児童数 1,700人	定員 1,324人 児童数 1,538人
延長保育	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	17か所	17か所	19か所
夜間保育	18時を過ぎて、保護者が仕事などの事情により、保育に欠ける児童に対して行う事業	0か所	1か所	0か所
トワイライトステイ	保護者が仕事等により夜間または休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業	0か所	0か所	0か所
休日保育	日曜や祝休日等に保護者の勤務等により、保育に欠ける児童に対して行う事業	1か所	2か所	1か所
放課後児童健全育成	保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない児童に対して、放課後の生活の場を提供する事業	13か所	16か所	16か所
病児保育（施設型）	発熱等の急な病気などで、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う事業	0か所	2か所	1か所
病児保育（派遣型）	発熱等の急な病気などで、集団保育が困難な児童を保護者の自宅において保育を行う事業	0か所	0か所	0か所
ショートステイ	保護者の疾病や仕事等の事由により児童養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業	2か所	2か所	2か所
一時保育	家庭において保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に保育を行う事業	2か所	5か所	3か所
特定保育	週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	0か所	1か所	0か所
ファミリー・サポート・センター	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する調整を行う事業	1か所 (会員数 222人)	1か所 (会員数 320人)	1か所 (会員数 362人)
地域子育て支援センター	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	3か所	4か所	4か所
つどいの広場		0か所	1か所	1か所

※その他の整備目標量

事業名	平成 22 年度	平成 26 年度目標	平成 26 年 4 月 1 日 現在
保育所施設整備	0 か所	4 か所	3 か所
あいら子育て支援センター	0 か所	1 か所	1 か所

5. 始良市の子ども・子育て支援施策の課題

(1) 教育・保育施設の充実

本市には平成26年4月1日現在、公立を含めて19か所の認可保育所があり、定員1,324人に対し、1,538人が入所しており、約116%の入所者数になっております。幼稚園については、公立を含めて10か所あり、定員1,060人に対し、914人が入所しております。

認可保育所の入所児童は年々増加傾向にあり、保育を必要とする児童が増加していることから、定員増や施設改修など、待機児童の解消に努める必要があります。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。

そのため、既存施設における老朽化による改修及び必要に応じた増改築等の設備の充実、教諭や保育士の技術・技能を含む研修等を通じた質の向上とともに、ニーズ量に見合うだけの人材の確保も大きな課題となっています。

併せて、個々の児童のアトピー及びアレルギー等の体質に合わせた食事などへの配慮のため、設備の充実や専門の人材の確保等も課題となっています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ① 延長保育は本市の全保育所（19か所）で実施していますが、保護者の就労形態の変化に伴い、延長保育を希望する保護者が予想されることから、さらなる対応が求められます。
- ② 病児・病後児保育事業や一時預かり事業に対する就学前保護者のニーズは40%前後と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズ量に見合った事業内容の充実を図る必要があります。
- ③ ショートステイ（短期入所生活援助）事業については、県内に17か所ある児童養護施設で利用調整を行っており、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらに緊急一時利用やDV（家庭内暴力）により経済的に困窮している保護者への対応も含め、一層の充実が必要です。
- ④ 利用者が限定される就学前保護者の「地域子育て支援センター」の現在の利用状況は17.1%、同じく「ファミリー・サポート・センター事業」は4.7%といずれも低く、引き続き事業のPR（広報）活動を行うとともに、「ファミリー・サポート・センター」については、提供会員の人員確保とレベルアップのための研修の充実等を図る必要があります。
- ⑤ 放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、平成25年度は、15か所で運営を実施しており、661人が登録しています。高学年になっても利用を希望する保護者が多いこと、保護者の勤務状態の多様化により土曜日や長期休暇期間中の利用希望が多いこと等今後の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図るため、適切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障がい児等配慮を要する児童に対応する支援員の確保が必要です。さらには、認

定こども園等多様な受入れ体制づくりも検討する必要があります。

- ⑥ 保護者が気軽に相談できる相談先としては、配偶者や父母（子どもの祖父母）等身近な存在が多い傾向にあります。公的機関については、「地域子育て支援センター」、「市保健センター」のほか、「県児童総合相談センター」等があります。ただ、ニーズ調査結果による子育ての悩みや不安の相談先をみると、就学前では「地域子育て支援センター」が7.1%、「県児童総合相談センター」が0.4%と公的機関による相談については、いずれも低い割合となっています。

保護者が日頃の子育ての悩みを気軽に相談できるようにするためには、これら相談事業の周知徹底を図り、妊娠前から妊娠期、出産から子育ての段階と、それぞれのステージに応じた相談内容を把握しながらも、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。

- ⑦ 不妊治療に対する補助の周知や、多子世帯に対する経済的支援なども検討する必要があります。
- ⑧ 各種子育て情報等の発信については、市のホームページやパンフレット等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用も視野に入れる必要があります。
- ⑨ 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、一方で隣近所を含む身近な地域の人に望むことは、ニーズ調査結果では、就学前、小学生ともに「いじめや危険なことを見たら注意・通報してくれる」が圧倒的に多く、地域での見守りや気づきへの期待が大きくなっています。子どもたちを犯罪や事故等から守るためには、地域全体で子ども達を見守る体制づくりが必要となっています。
- ⑩ 身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である親同士で気軽な相談や情報交換等ができるよう、特に母親同士が集まれる場を設け、同時に母親のリフレッシュ・ストレス発散の機会をつくることが求められています。
- ⑪ 個々の活動だけではなく、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA、家庭などがスムーズな連携をとり、市全体で子ども達を支援する体制をつくることが求められています。

（3）専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- ① 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV（家庭内暴力）被害の母子等への対応として、施設整備や人材確保等の面で充実を図る必要があります。

本市では、「始良市要保護児童対策地域協議会」を平成23年2月18日に発足し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を行うため、関係機関が相互の情報を共有化し、各機関の意見交換及び連携による支援活動を行っており、今後も継続して連携を図る必要があります。

- ② ひとり親家庭については、生活の安定と児童福祉を目的とした児童扶養手当の支給及び医療費の自己負担額を助成するひとり親家庭等医療費助成事業の経済的支援を中心とした取組みがあり、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支

援等の制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。

- ③ 障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見を目的とした健診の実施、発達障がい児の早期療育を充実する必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みの推進

- ① ニーズ調査結果による「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 29.4%、父親利用 1.2%と、母親の利用経験者は約 30%となっています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- ② 子育てをしながら就労している人の増加に伴い、各事業所に対しても、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組みが求められています。
- ③ 父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するきっかけとなるような事業や講座を設け、今後とも、事業所等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(5) 安全・安心な子育て環境の充実

- ① 安全・安心な子育て環境において、本市では、青パト隊の活動助成や自治会防犯灯に関する事業を行う「始良市防犯・暴力追放協議会」に対して補助を行っており、自治会からの防犯灯の新設・修繕の申請があった場合は、同協議会から自治会に対して補助金を交付しています。

また、青パト隊やスクールガードリーダー等による見守り活動や危険箇所の点検なども実施しておりますが、さらなる地域ぐるみでの安全確保の取組みの充実を図る必要があります。

- ② 安全な歩行や横断、自転車の点検や正しい乗り方について県安全教育班と連携し、定期的に交通安全教室を実施しています。交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組みであり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい交通環境の整備など事業の充実を図る必要があります。

(6) 青少年の健全育成の充実

- ① 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業メニューとなっています。

今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身の成長を遂げるための重要な役割として継続する必要があります。

- ② 総合的な学習の時間等をボランティア活動や異世代交流等に取り組んでおり、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれており、今後とも、さらなる事業の充実を図る必要があります。

第2章

始良市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

本市では、これまで平成 17 年度から平成 26 年度の計画である「始良市次世代育成支援行動計画」に基づき、お互いに助け合いながら子育てのできる社会づくり、そのためのネットワークを地域全体で創りあげていくということを改めて認識することが重要であり、その実現のために、始良市総合計画においても「子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち」の将来像を掲げ、仕事と生活の調和の実現の視点等を念頭に、基本理念を定め、子育て支援を推進してきました。

本事業計画においては、「始良市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、また、国の基本指針における子ども・子育て支援の意義を踏まえ、本市の基本的なビジョンを明確にします。

基本理念

男女が共同し、子どもを安心して生み育て、

子どもが健やかに育つまちづくり

2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を次のように設定します。

基本目標 1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆ 家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆ 子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆ 子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる視点
- ◆ 男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

基本目標 2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆ 子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆ 子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

基本目標 3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆ 子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆ 子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

●家庭の役割●

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

●地域の役割●

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

●事業者の役割●

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

●行政の役割●

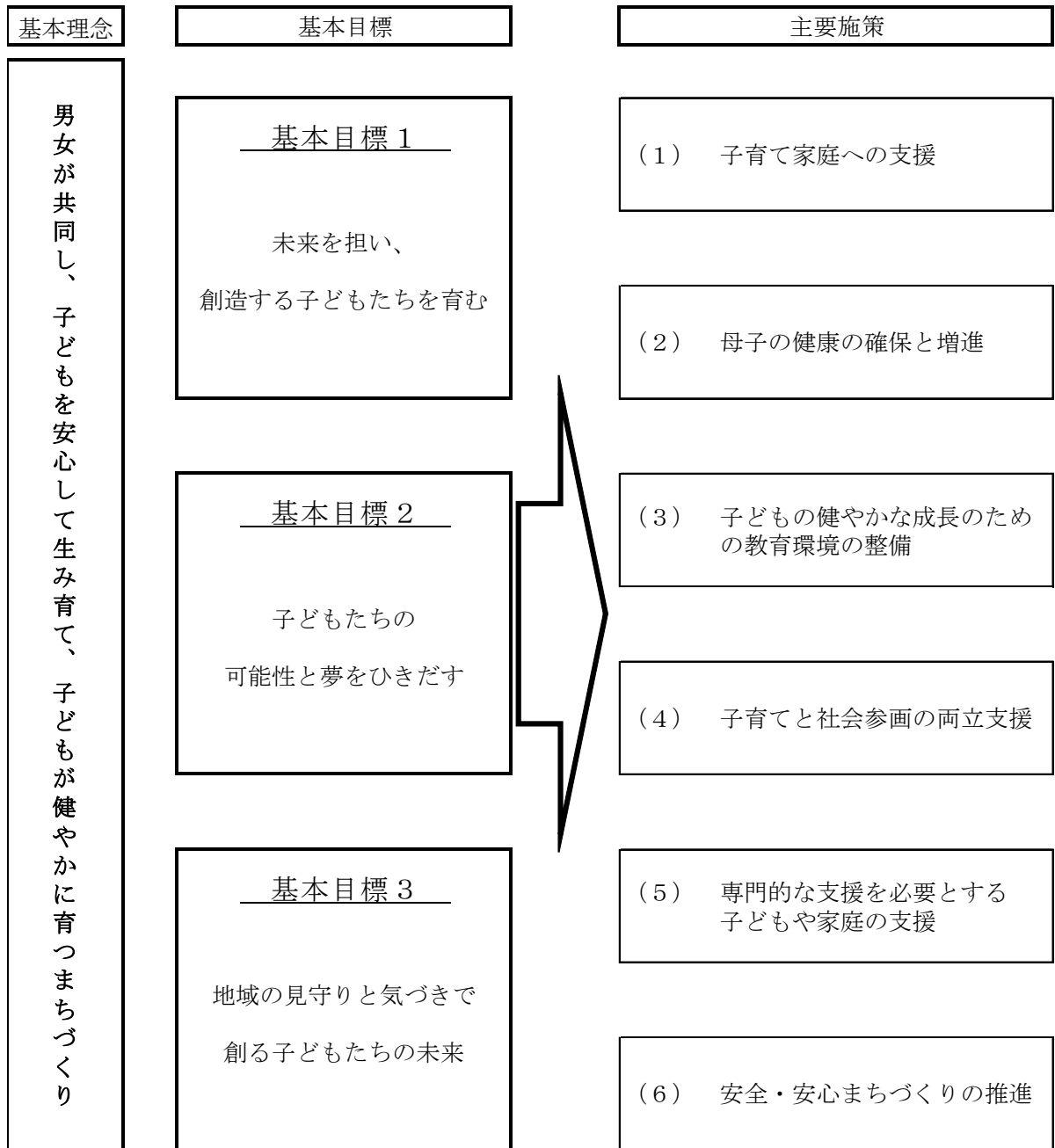
行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

4. 主要施策の方向

「始良市次世代育成支援対策後期行動計画」を踏まえた、事業計画全体の主要施策のあり方を具体的に示します。

〔施策体系〕



(1)子育て家庭への支援

①子育て支援サービスの充実

本市では、平成26年4月1日現在、4か所の地域子育て支援センター及び1か所のつどいの広場があり、さらなる充実を目指し、育児交流を行う場所の設置や保育園開放を通じた子育てに関する相談や機関紙による育児に関する情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等を実施しています。

今後とも、地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続して推進します。

また、不定期な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子どもを対象とする保険診療による医療費の自己負担金の全額を助成する子ども医療費の助成、障がい児に対する特別児童手当事業をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や、多子世帯への経済的支援等の充実に努めます。

③相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、その結果子育てへの不安感・孤立感が増加していることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

とくに妊婦については、産後、子どもが1、2歳までの間の生活スタイルを具体的にイメージできず、また、地域子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児に対して不安を抱えていることがあります。このような悩みを軽減できるよう、出産前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を広め、産後スムーズに育児を開始することができるような支援を図ります。

さらに既存のパンフレット等による情報提供だけではなく、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPR（広報）を可能にするための手法も検討していきます。

(2) 母子の健康の確保と増進

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを安心して生み育て、健やかな子どもの成長・発達を支援する体制を整備するため、妊娠期から出産に至るまで切れ目のない一貫した支援に取り組みます。

母子健康手帳の交付や妊婦健康診査経費の助成により、妊婦が自らの健康の保持に努め、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えられるよう支援を行います。また、不妊に悩む夫婦が受ける治療費の一部を助成します。

②親子の健康への支援

健やかな子どもの成長と、保護者が安心して子育てができる環境整備のために、母子保健推進員活動の促進をはじめ、援助を必要とする妊産婦への訪問や相談事業の一層の充実に努めます。また、出産後に育児や自らの健康について不安を抱え、支援を必要とする母子に対して、助産師等による産後ケアの充実に努めます。

乳幼児期の健康管理については、発達段階を確認するために各期に応じた健康診査や訪問指導を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、乳幼児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、小児医療体制の充実に努めます。

③食育の推進

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけではなく、望ましい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。そのことを踏まえ、幼児期から思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

①学校における教育環境の整備

本市では、社会全体による協働の子育て・人づくりを進め、自立する子どもの育成を目指し、平成25年4月に「始良市子育て基本条例」を制定し、学校・家庭・地域・事業所が子育てにおいて果たすべき役割について明らかにしています。それぞれの役割と責任に基づいて協働し、子どもの発達の段階に応じた子育ての取組みを継続して実施いたします。

核家族化や地域の間人関係の希薄化、情報化などの子ども・子育てをめぐる現状を踏まえ、生きる力を育成するために、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視していきます。

豊かな人間性を育むために、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、子どもとふれあう機会の提供やキャリア教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

少年非行等の問題行動やいじめ・不登校・ひきこもり問題等に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、子どもの心の問題に寄り添い、対応していきます。

子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、関係する団体等への活動支援などスポーツ環境の充実を図ります。

学校評議員制度や学校関係者評価など地域の声を学校経営へ反映するとともに、家庭や地域との連携を図るなど開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

さらに家庭の教育力の向上を図り、地域全体で子育てを進める環境を整えるため、学校・家庭・地域が一体となった信頼される学校づくりに取り組んでいきます。

②家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。家庭は教育の原点、家庭教育は全ての教育の出発点です。基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての保護者を対象とした学習機会の充実を図ります。

③思春期の保健対策

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は、一層複雑化しており、危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。また、交際相手からのデートDVも増えてきており、このような、心身の健康を阻害する要因に対して、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促し、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。

(4) 子育てと社会参加の両立支援

①就業環境の整備

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取組みが、子育て支援策のひとつとして求められています。

そのため、職場優先の意識を解消し、働き方の見直しを進めて、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座等の取組みを行うなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。そのことを踏まえ、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向け、事業所を含めた関係機関での取組みを継続して進めます。

②保育サービスの充実

就労形態の多様化等、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育等に対する保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、本事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても本事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組みに従って、内容の充実に努めます。

特に、保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

また、児童の食物アレルギー等への対応または食育の推進を図る観点から給食の実施にあたって、栄養士の活用を推進します。

③放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童健全事業における放課後児童クラブを平成26年4月1日現在16か所で開設しています。

新制度においては、対象範囲が小学6年生まで拡充され、さらなる利用が想定されま

す。今後は、全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障がい児等の配慮を有する児童の受入れの対応や支援員の確保を図ります。

(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

①児童虐待及びDV（家庭内暴力）の防止への支援

児童虐待は、全国的に増加しており深刻な社会問題となっており、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。また、配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、暴力にはさまざまな形態が存在し、周囲が気づかないうちに被害が深刻化しやすい状況や、誰にも相談できずにいる状況があることから被害者への支援が必要です。

本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援

近年、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多いため、日常生活において様々な問題に直面

しています。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、今後も児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成等の経済的支援を継続的に行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて、父子家庭に対する育児支援等の生活支援の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーション（等しく生きる社会の実現）の理念のもと、社会全体が障がい児を温かく見守る環境を形成するため、障がい児の健全な発達を支援し、障害福祉計画に基づく居宅介護、障害児通所支援、短期入所等のサービス等の充実を図り、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

（6）安全・安心まちづくりの推進

①子育てを支える地域社会の形成

家族とのふれあいや交流の中で身についた知識等については、学校教育ではなしえないことです。今日の社会構造の変化に伴い、地域を含め人とふれあう機会が少なくなってきた子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取組みが必要となっています。

そのために、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図り、子どもへの様々な体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、地域の中の学校づくりに努めます。

②子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取組みを強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、また年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

登下校時における子どもたちの安全の確保と、子どもたちを犯罪等から守るために、

地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もある等、安全な道路環境とはいえない環境もあり、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、新設道路における歩道構造のバリアフリー化など子どもや保護者にやさしい道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

第3章

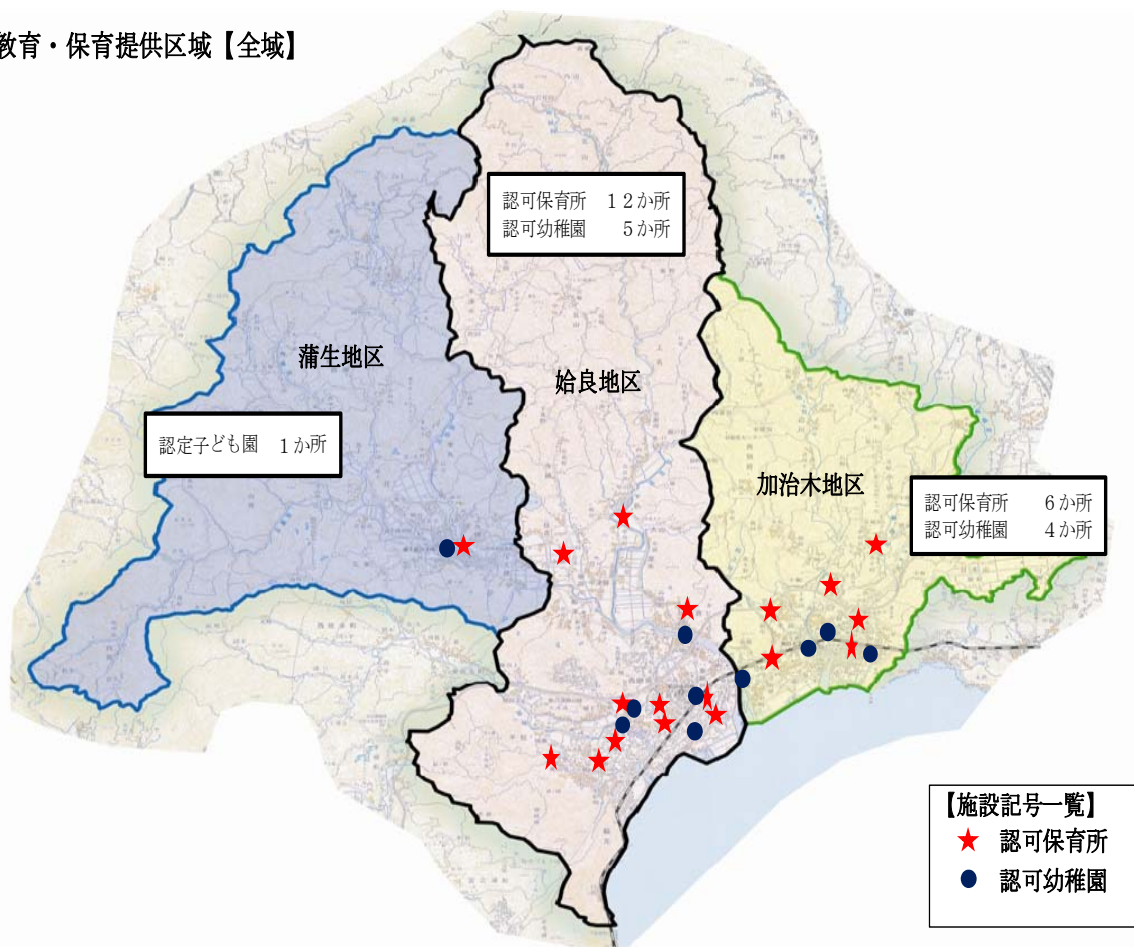
事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

★ 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

教育・保育提供区域【全域】



(平成 26 年 4 月 1 日現在)

2. 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」のニーズ調査結果をもとに、始良市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。また、3号認定子どもについては、0歳から2歳の各年度における全体児童数に占める保育の利用定員の割合である「保育利用率」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定（教育希望）	<専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭>	3～5歳
2号認定（教育希望）	<共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定（保育希望）	<共働き家庭>	3～5歳
3号認定（保育希望）	<共働き家庭>	0～2歳

②需要量と確保の方策

(単位：人)

年度		平成27年度				平成28年度					
認定区分		1号認定 (教育)	2号認定 (教育)	2号認定 (保育)	3号認定 (保育)	1号認定 (教育)	2号認定 (教育)	2号認定 (保育)	3号認定 (保育)		
		3歳-5歳			1歳-2歳	0歳	3歳-5歳			1歳-2歳	0歳
①量の見込み		616	261	1,191	757	275	617	262	1,194	752	274
確保の内容	教育・保育施設	685	210	876	579	160	675	305	892	602	172
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	26	12
	② 合計	685	210	876	579	160	675	305	892	628	184
②-①		69	△ 51	△ 315	△ 178	△ 115	58	43	△ 302	△ 124	△ 90

(単位：人)

年度		平成29年度				平成30年度					
認定区分		1号認定 (教育)	2号認定 (教育)	2号認定 (保育)	3号認定 (保育)	1号認定 (教育)	2号認定 (教育)	2号認定 (保育)	3号認定 (保育)		
		3歳-5歳			1歳-2歳	0歳	3歳-5歳			1歳-2歳	0歳
①量の見込み		615	261	1,189	749	272	618	262	1,194	744	270
確保の内容	教育・保育施設	675	305	1196	672	218	675	305	1,196	672	218
	地域型保育事業	0	0	0	86	64	0	0	0	86	64
	② 合計	675	305	1196	758	282	675	305	1,196	758	282
②-①		60	44	7	9	10	57	43	2	14	12

(単位：人)

年度		平成31年度				
		1号認定 (教育)	2号認定 (教育)	2号認定 (保育)	3号認定 (保育)	
認定区分		3歳-5歳		1歳-2歳	0歳	
①量の見込み		606	256	1,170	739	268
確保の内容	教育・保育施設	675	305	1,196	672	218
	地域型保育事業	0	0	0	86	64
	② 合計	675	305	1196	758	282
②-①		69	49	26	19	14

③利用希望率及び保育利用率

【1歳児～2歳児】

	H27	H28	H29	H30	H31
利用希望児童数 (人) a	757	752	749	744	739
利用定員数 (人) A	579	628	758	758	758
1歳～2歳児 推計児童数 (人) B	1,322	1,292	1,278	1,257	1,232
利用希望率 (%) ※1 D = a / B	57.3	58.2	58.6	59.2	60.0
保育利用率 (%) ※2 C = A / B	43.8	48.6	59.3	60.3	61.5

【0歳児】

	H27	H28	H29	H30	H31
利用希望児童数 (人) a	275	274	272	270	268
利用定員数 (人) A	160	184	282	282	282
推計児童数 (人) B	622	613	602	589	579
利用希望率 (%) ※1 D = a / B	44.2	44.7	45.2	45.8	46.3
保育利用率 (%) ※2 C = A / B	25.7	30.0	46.8	47.9	48.7

※1 利用希望率… 満3歳未満の子どもの数全体に占める保育を希望する子どもの割合。

$$\text{利用希望率} = \frac{\text{3号子どもに係る保育を希望する子どもの数 (3号子どもに係る量の見込みの数値)}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体 (満3歳未満の子どもの推計児童数)}}$$

※2 保育利用率… 満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所または地域型保育事業にかかる3号認定の利用定員の割合。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号子どもに係る保育の利用定員数 (3号子どもに係る確保の数値)}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体 (満3歳未満の子どもの推計児童数)}}$$

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、普及促進を図ります。

このため、認定こども園の移行に必要な施設整備や、職員配置基準等が整った施設から、順次、認定こども園への移行を図ります。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人一人へのきめ細かな発育を支援します。

施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤に配慮し、利用調整の実施を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。

年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に生かすことができるよう連携強化を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行っていきます。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域の計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、始良市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業(※3)」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

※3 放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業等

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児～就学前》

需要量と確保の方策：

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,397 人日	5,289 人日	5,219 人日	5,125 人日	5,028 人日
②確保方策	5,397 人日	5,289 人日	5,219 人日	5,125 人日	5,028 人日
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

②子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)【提供区域：市全域】

《対象年齢：6歳児～12歳児》

需要量と確保の方策：

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日
②確保方策	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
②確保方策	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③-ア 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定【提供区域：市全域】

《対象年齢：3歳児～5歳児》

需要量と確保の方策：

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12,419 人日	12,449 人日	12,401 人日	12,455 人日	12,202 人日
②確保方策	12,419 人日	12,449 人日	12,401 人日	12,455 人日	12,202 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③ーイ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

【提供区域：市全域】

《対象年齢：3歳児～5歳児》

需要量と確保の方策：

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28,216 人日	28,284 人日	28,175 人日	28,298 人日	27,725 人日
②確保方策	28,216 人日	28,284 人日	28,175 人日	28,298 人日	27,725 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③ーウ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児～5歳児》

需要量と確保の方策：

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8,242 人日	8,036 人日	7,914 人日	7,732 人日	7,588 人日
②確保方策	8,242 人日	8,036 人日	7,914 人日	7,732 人日	7,588 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

④延長保育事業（時間外保育）【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児～5歳》

需要量と確保の方策：

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,454 人	1,441 人	1,429 人	1,420 人	1,392 人
②確保方策	1,454 人	1,441 人	1,429 人	1,420 人	1,392 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑤病児・病後児保育事業【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児～9歳児》

需要量と確保の方策：

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,296 人日	5,251 人日	5,208 人日	5,175 人日	5,073 人日
②確保方策	4,286 人日	5,251 人日	5,208 人日	5,175 人日	5,073 人日
②－①＝	△1,010 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【提供区域：小学校区】

《対象年齢：6歳児～12歳児》

需要量と確保の方策：

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	898人	864人	879人	868人	877人
②確保方策	598人	864人	879人	868人	877人
②-①=	△300人	0人	0人	0人	0人

⑦妊婦健康診査【提供区域：市全域】

《対象年齢：妊婦》

需要量と確保の方策：

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	8,708人	8,582人	8,428人	8,246人	8,106人
②確保方策	8,708人	8,582人	8,428人	8,246人	8,106人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	14回	14回	14回	14回	14回
②確保方策	14回	14回	14回	14回	14回
②-①=	0回	0回	0回	0回	0回

⑧乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児》

需要量と確保の方策：

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	622人	613人	602人	589人	579人
②確保方策	622人	613人	602人	589人	579人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑨養育支援訪問事業【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児～18歳児》

需要量と確保の方策：

ア) 養育支援訪問事業

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28 件	28 件	28 件	28 件	28 件
②確保方策	28 件	28 件	28 件	28 件	28 件
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

イ) 家庭相談事業

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件
②確保方策	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）【提供区域：市全域】

《対象年齢：0歳児～18歳児》

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日
②確保方策	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑪利用者支援事業【提供区域：市全域】

- ・需要量と確保の方策
市全域を対象として1か所設置します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】

- ・需要量と確保の方策は、設定を必要としていません。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【提供区域：市全域】

- ・需要量と確保の方策は、設定を必要としていません。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については、少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

本事業については、ファミリー・サポート・センターの効果的なPR（広報）を行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員の確保やレベルアップのための研修の充実等を図ります。併せて、病児・病後児保育事業への取組みについても検討します。

③一時預かり事業

本事業計画においての一時預かり事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園等における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後も継続して保育が必要な保護者や、緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

また、日曜日や祝休日に保護者の勤務等により、保育の必要な児童に対して行う休日保育についても引き続き実施していきます。

④延長保育事業（時間外保育）

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組みについて事業者等との調整を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業であります。事業に対する認識不足等により利用実施がされていない現状でありますので、さらなる利用促進を図るため、周知徹底を図ります。

併せて、ファミリー・サポート・センター事業の活用のあり方についても検討します。また、このような突発的な子どもの病気時の対応がスムーズに図れるよう、保護者が子どもの看護のために仕事を休める環境づくりのために、事業所等への要請や、

共同での取組みのあり方について検討します。

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

本事業は、運営主体である放課後児童クラブが小学校等と連携し、放課後児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

併せて、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や子どもが校外に移動せず、安全に過ごすことができるなどメリットが大きい校舎の活用とともに、学校施設以外の多様な受け皿づくりも検討していきます。

⑦妊婦健康診査

本事業は、妊婦が安心して出産を迎えるために重要な事業であることから、定期受診を勧奨しながら継続して取り組んでいきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業

本事業は、養育支援を必要とする保護者にとっては重要な事業であり、今後も、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組みに対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

本事業については、保護者の多様化した利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、今後も増加が予想される緊急一時利用や、DVにより経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。

⑪利用者支援事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

4. 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待及びDV（家庭内暴力）の防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待及びDV（家庭内暴力）については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組みが重要です。

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求めるなど関係機関との連携強化に取り組めます。

また、配偶者からの暴力に悩み、苦しんでいる方に対し、安心して生活ができるように「配偶者暴力相談支援センター」の整備を進め支援してまいります。

①相談体制づくりや関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みの強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、保健所、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者が参加し、ネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等の実現のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加を通じた本市の体制強化、及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健事業や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、子どもがいる家庭の状況把握に努め、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、庁内の関係部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の

開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児に対する施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人一人が障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組みを推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報提供に努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

とくに、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がい児の受入れを推進します。

(4) 不登校及びひきこもり等家庭への支援

不登校及びひきこもり等の問題を抱える家族や本人からの多様な相談に対応し、きめ細やかな支援が可能となるよう関係機関と連携を図りながら継続的な訪問支援等を行うなど環境整備の充実に努めます。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育ての負担をできる限り軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む事業所等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等を図ります。

(2) 事業主の取組みの促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む事業所を紹介するインターネットへの掲載等、仕事と生活の調和を実現している事業所への社会的評価の促進に努めるとともに、再就職しやすい環境づくり等仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む事業所への支援等について、市独自の取組みも含め検討します。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報をはじめ、子育てに関する理解の促進等ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、父親も子育てに参加できるような各種講座等の取組みを計画するとともに、子育てができる働き方の実現のための男性の育児休業の取得促進等職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

6. 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況など必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「始良市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

參考資料

資料1 始良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

資料2 始良市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	学識経験を有する者	長谷川 史明	会 長
	始良地区医師会代表	小牧 伸一郎	
	民生委員・児童委員代表	田邊 いつ子	
	市教育委員会委員代表	福元 俊子	
	市学校長会代表	下田 優子	
	市母子保健推進員代表	櫻木 嘉代子	
子ども・子育て支援に関する事業に従事している者	社会福祉協議会代表	羽島 まり子	
	市内幼稚園代表	野口 正一	
	市内保育園代表	小川 浩史	
	市児童クラブ連絡協議会代表	坂本 進悟	
その他市長が必要と認める者	市児童クラブ指導員代表	重 水 忠	
	市議会の議員代表	新 福 愛 子	会長職務代理者
	小学校PTA代表	川 野 清 美	
	幼稚園の保護者代表	有 馬 麻 里	
	保育所の保護者代表	田 中 藍	